令和６年能登半島地震及び令和６年奥能登豪雨

第２回輪島市災害復興対策本部会議

日時：令和６年12月24日(火)午後１時30分
場所：市役所本館４階第１会議室

次　第

１　開会

２　市長挨拶

３　議事

輪島市復興まちづくり計画(案)について

４　その他

５　閉会

【会議資料】
資料１　輪島市災害復興対策本部設置要綱
資料２　輪島市復興まちづくり計画の策定　スケジュール
資料３　輪島市復興まちづくり計画(案)概要
資料４　輪島市復興まちづくり計画(案)

資料1

輪島市災害復興対策本部設置要綱

制定(令和６年３月１日決裁)

一部改正(令和６年３月29日決裁)

一部改正(令和６年11月22日決裁)

(設置)

第１条　令和６年能登半島地震及び令和６年奥能登豪雨の復興を総合的に推進するため、横断的な組織として輪島市災害復興対策本部(以下「災害復興対策本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第２条　災害復興対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1)　被災者の生活再建に関すること。

(2)　生業の再興に関すること。

(3)　都市基盤の再生に関すること。

(4)　災害復興に係る計画の策定に関すること。

(組織)

第３条　災害復興対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2　本部長は、災害復興対策本部を統括する。

3　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4　本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を要請し、助言・提言を求めることができる。

5　災害復興に係る計画の策定その他必要な事項の処理のため、必要に応じて災害復興対策本部に専門部会を置くことができる。

(会議)

第４条　会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(事務局)

第５条　災害復興対策本部に事務局を置く。

2　事務局の庶務は、企画振興部復興推進課において行う。

(その他)

第６条　この要綱に定めるもののほか、災害復興対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年３月１日から施行する。

附　則(令和６年３月29日決裁)

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則(令和６年11月22日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表(第３条関係)

区分	職名	職務
本部長	市長	災害復興対策本部の総括
副本部長	副市長 教育長	本部長不在時の代理 本部長の補佐
本部員	総務部長 企画振興部長	それぞれの部(局)関連事項の実施責任者

	市民生活部長 健康福祉部長 産業部長 建設部長 門前総合支所長 市立輪島病院事務部長 上下水道局長 教育部長 議会事務局長	
計	14 人	

輪島市復興まちづくり計画の策定　スケジュール（12月24日時点）

資料2

もとよりもっと 新・輪島

- これまでの住民アンケートや住民懇談会、わじま未来トーク等から得られた御意見・御提案を踏まえ、復興まちづくり計画に反映
- 本計画(案)について、12月20日に復興まちづくり計画検討委員会から提言
- 提言を受けた本計画(案)については、災害復興対策本部会議を経て、パブコメを実施。年度内に策定、公表

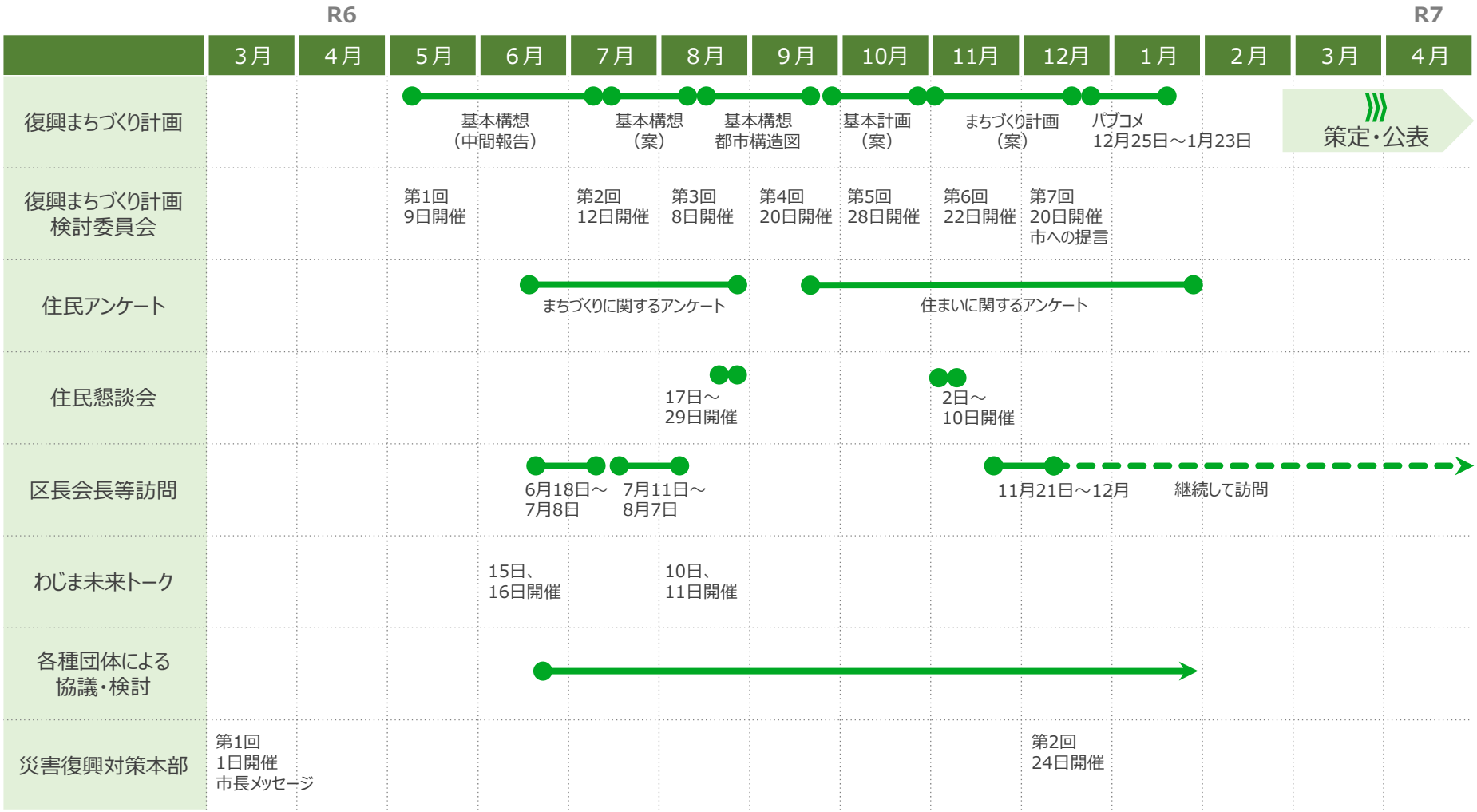

輪島市復興まちづくり計画（案）（概要）

資料3

もとよりもっと 新・輪島

基本理念

もとよりもっと 新・輪島　みんなでつなぐ復興まちづくり

1　基本的な考え方

復興まちづくり計画策定の趣旨

- 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨により、甚大な被害を受けた本市の復旧・復興の実現に向けた基本理念を示すとともに、一刻も早い復興の達成を目指し、今後の取り組むべき施策を体系的に定めた復興の指針として策定します。
- これまでに「第2次総合計画」に基づいて進められてきた、ずっと住んでいたいと思える「まち」を「復興まちづくり計画」において踏襲しつつ、新しい視点も取り入れた創造的復興を達成するためのまちづくりを目指します。

計画の期間

- 令和7年4月から令和17年3月までの概ね10年間とし、「復旧期」「再生期」「創造期」の3つのステップを設定することにより、段階的な創造的復興を目指します。

計画の位置付け・役割

- 「復興まちづくり計画」は、被災に伴い必要となった復興への考え方を示す役割を担います。
- 「復興計画」は「第2次総合計画」を踏襲するとともに、本計画を重ね合わせたものとします。
- 「第2次総合計画」の計画期間が令和8年度までとなっているため、「復興計画」をベースに令和7年度以降「第3次輪島市総合計画」の策定に取り組みます。

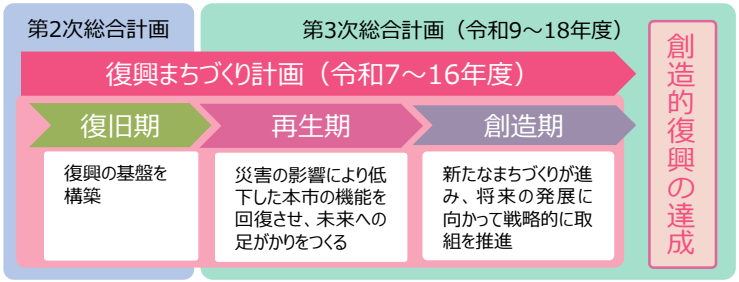

2　復興まちづくりの課題と取組

復興まちづくりの課題

- 復興まちづくり計画の策定に当たり、各種被災状況の調査により被災内容の全容を把握するとともに、「わじま未来トーク」や各地区へのヒアリング、各団体での意見発表、また、住民を対象としたアンケートの実施並びに住民懇談会を開催し、本市の将来のまちづくりについて幅広く市民と意見交換をしました。
- その中で見えてきた主な課題を「被災者の生活再建」、「地域を支える生業の再興」、「新たなまちへの再生」の3つの視点で整理しました。

復興まちづくりの取組（骨子）

- 災害により甚大な被害を受けた本市の復旧復興の実現に向けた基本理念を定めるとともに、「被災者の生活再建」、「地域を支える生業の再興」、「新たなまちへの再生」の3つの柱を軸に、復興に向けて行政と市民が手を取り、ともに取り組んでいきます。

輪島市復興まちづくり計画（案）（概要）

もとよりもっと 新・輪島

3　復興に向けた取組

被災者の生活再建

- 被災者に寄り添った生活支援と住まいの再建
  被災者の経済的支援の推進、被災者の生活支援、心と体のケアの推進、保健・福祉施設等の早期復旧、要配慮者への支援強化、国・県と連携した住宅の再建　等
- 日常生活を支える地域コミュニティの再建
  地域コミュニティの再構築・育成、集会所等の再建、安全・安心な場所への居住地移転、持続可能な公共交通の確保、新たな交通手段の導入
- 子ども・若者に向けた支援
  学校・児童福祉施設等の復旧・整備、子育て支援のための環境整備、子どもの遊び場やスポーツの場の確保、子育て家庭を地域一体で支える取組　等

地域を支える生業の再興

- 地域の伝統文化や自然景観など観光資源の再興
  輪島塗の再興、朝市通りや商店街の再興、總持寺祖院を核とした禅文化の発信・活用、酒蔵の再興、観光産業の再興、観光施設・名所・自然景観等の再整備　等
- 農林水産業（里山里海）の再興
  農林水産業の再建・発展に向けた支援、各施設の早期復旧と事業再開
- 持続可能な地域経済の再興
  漆器事業者の復旧支援、中小企業の持続的な経営支援、人材の流出抑制・確保、就労・創業等の支援

新たなまちへの再生

- 都市の将来像を念頭に置いた市街地の再生
  公共土木施設等の早期復旧、強靭化及び交通ネットワーク・ライフラインの多重化、安全・安心な場所への居住地の形成、利用しやすい場所での公共施設の再整備　等
- 地域の自立と持続可能性を支えるまちづくりの推進
  各地域におけるまちづくり事業・取組への支援、宅地の復旧、狭あいな道路の解消や公園整備、美しいまちなみの再建、温かみがある暮らしの再生　等
- 防災力の向上と次世代への継承
  安全な避難路・避難場所の整備、安心な避難所運営の強化、防災体制の強化、災害の記録・記憶の伝承、防災教育の充実、防災意識・地域防災力の向上

4　復興に向けたシンボル・重点プロジェクト

輪島朝市周辺再生プロジェクト（シンボルプロジェクト）

- 地震及び火災で甚大な被害を受けた朝市周辺を本市における復興のシンボルとして再建し、防災対策を強化しながら朝市と商店街及び住まいの共生を目指した市街地整備を行います。
- また、新たなチャレンジや交流を促進して、新しいまちとして生まれ変わるための環境整備及び支援を行います。

重点プロジェクト

- 本市の復興まちづくりを牽引する先導的取組として、５つの重点プロジェクトを定めます。

1　魅力ある住まいと拠点づくりプロジェクト

2　ひとと自然が育む子ども・子育て応援プロジェクト

3　まちの活力を高める商店街・観光再興プロジェクト

4　輪島塗をはじめとした伝統産業・伝統文化再興プロジェクト

5　輪島の恵みを取り戻すみなと復興プロジェクト

5　将来都市構造

- これまで目指してきた都市構造を踏まえつつ、将来にわたり安全・安心で持続可能な都市を目指し、「ゾーン」「都市拠点」「都市軸」からなる将来都市構造を設定します。

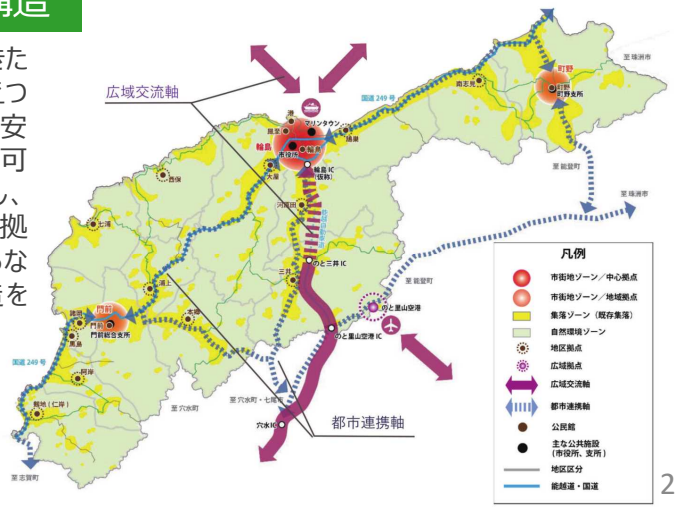

資料4

もとよりもっと
新・輪島
みんなでつなぐ
復興まちづくり

輪島市復興まちづくり計画

輪島市

復興に向けての基本理念

スローガン

もとよりもっと 新・輪島

みんなでつなぐ復興まちづくり

令和６年元日に本市を襲った「令和６年能登半島地震」及び令和６年９月に発生した「令和６年奥能登豪雨」の二重災害は、市全域に未曾有の壊滅的な被害をもたらしました。

この状況を克服するべく、これから復興に向けた新たな挑戦、「創造的復興」が始まります。

この創造的復興では、輪島塗、観光、農林漁業等の産業や、これまで培ってきた伝統や文化、景観等、地域の財産を後世に継承するとともに、これまでにできなかった新しい取組にも積極的に挑戦していきます。

災害をきっかけにこれまで以上に魅力的で、豊かで、安心して暮らせるまちをどのように創っていくのかについて、多様な選択肢を示しつつ市民の皆様の声をしっかり聞いて、計画に反映していくことが最も大切なことです。

発災以降、市民の皆様には様々な場面で様々な思いを語っていただいております。これら個々の思いに耳を傾けながら、10年、20年先の未来を見据え、市民の皆様とともに、復興に向けてチャレンジしていきます。

私たちは、この災害をきっかけに、災害前よりもっと魅力的で、安心して暮らせる輪島市を創りあげることを宣言します。

長く険しい道のりになりますが、輪島市民が一丸となって「もとよりもっと 新・輪島」を成し遂げましょう。

［目　次］

基本構想

01. 復興まちづくり計画の基本的な考え方 …… 04
02. 輪島市の復興まちづくりの課題と取組 …… 06
03. 復興に向けた取組 …… 10
04. 復興に向けたシンボル・重点プロジェクト …… 13
05. 将来都市構造 …… 16

基本計画

基本計画の施策体系…… 21
① 被災者の生活再建 …… 22
② 地域を支える生業の再興 …… 32
③ 新たなまちへの再生 …… 43
④ 復興まちづくり計画の推進に向けて …… 52

参考資料編

資料① 令和6年能登半島地震の概要と被災状況…… 参考－1
資料② 令和6年能登半島地震の建物被害 …… 参考－2
資料③ 令和6年奥能登豪雨の概要と被災状況…… 参考－2
資料④ 輪島市復興まちづくり計画検討委員会 …… 参考－3
資料⑤ 策定経緯 …… 参考－5

01 復興まちづくり計画の基本的な考え方

輪島市復興まちづくり計画策定の趣旨

◉復興まちづくり計画は、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震及び令和6年9月21日に発生した令和6年奥能登豪雨（以下まとめて「災害」という。）により、甚大な被害を受けた輪島市（以下「本市」という。）の復旧・復興の実現に向けた基本理念を示すとともに、本市の一刻も早い復興の達成を目指し、今後の取り組むべき施策を体系的に定めた復興の指針として策定するものです。

◉これまでに第2次総合計画に基づいて進められてきた、ずっと住んでいたいと思える「まち」を「復興まちづくり計画」において踏襲しつつ、新しい視点も取り入れた創造的復興を達成するためのまちづくりを目指します。

計画の対象区域

◉この度の震災では、被害が市内全域に及んでいることから、市全体を復興まちづくり計画の対象とします。

計画の期間

◉計画の期間は、令和7年4月から令和17年3月までの概ね10年間とし、下図の3つのステップを設定することにより、段階的な創造的復興を目指します。

計画の位置付け・役割

◉「復興まちづくり計画」は、被災に伴い必要となった復興への考え方を示す役割を担います。
◉「復興計画」は「第2次総合計画」を踏襲するとともに、本計画を重ね合わせたものとします。
◉「第2次総合計画」の計画期間が令和8年度までとなっているため、「復興計画」をベースに、令和7年度以降「第3次総合計画」の策定に取り組みます。

● 復興まちづくり計画のイメージ

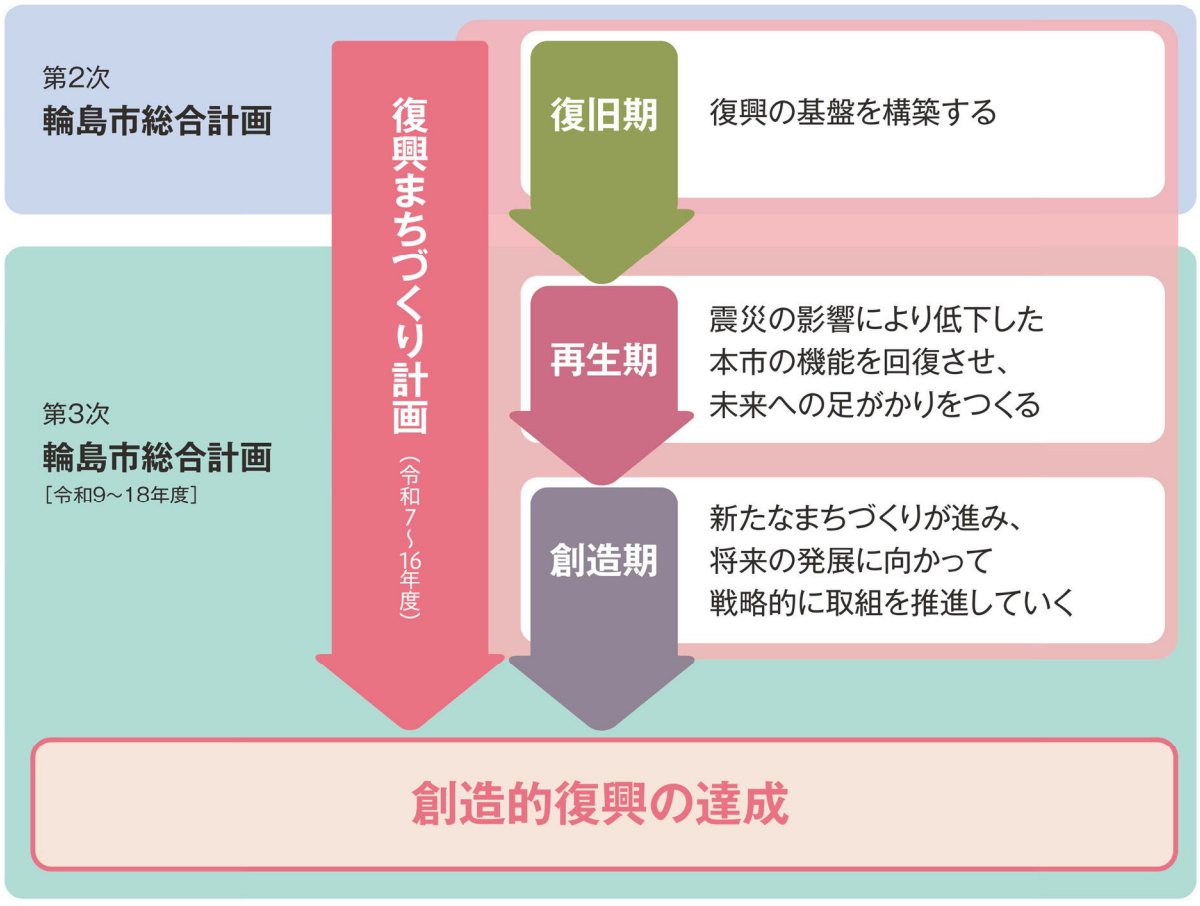

復興まちづくりのイメージ

❶ 復旧期　令和８年度まで（発災後３年を目処）

- 輪島市の住民が一日でも早く普段の生活を取り戻せるよう、基本的なインフラ整備が進められます。
- 壊れた家屋の修復への支援や災害公営住宅の提供が始まり、住民が順次安心して生活できる環境が整えられます。
- 農林漁業については、生産設備の復旧に伴い生産再開が進み、日々の生業と地域経済の再興が進みます。
- 商店や輪島塗等、地元経済の要となる施設も再開が進み、にぎわいが取り戻されます。
- 子どもたちが様々な学び、体験にチャレンジしながら成長できる教育環境や遊び場等が確保されます。

❷ 再生期　令和９年度から令和12年度まで（概ね４年間）

- 災害に強い住宅や施設の建設が進むほか、まちの再生に向けた整備が進みます。
- 朝市周辺地区が新しく生まれ変わり、朝市と商店街及び住まいの共生及び新たなチャレンジや交流が生まれます。
- 農林水産業や観光業が活性化することで雇用の場も増え、地域全体が少しずつ元気を取り戻されます。
- 住民は自分の生活と将来に自信を持てるようになり、輪島のまちに新たな活気があふれます。

❸ 創造期　令和13年度から令和16年度まで（概ね４年間）

- 安全・安心な場所への各種公共施設や生活拠点の集約化により、未来にわたって安全・安心なまちが実現します。
- 地域資源を生かした新しい観光や産業が生まれ、観光や定住で訪れる人々にも魅力的な場所になります。
- 住民が誇りを持って暮らせるまちへと成長し、次世代に受け継がれる「もとよりもっと 新・輪島」の実現につながります。

02 輪島市の復興まちづくりの課題と取組

復興まちづくりの課題

復興まちづくり計画の策定にあたり、各種被災状況の調査により被災内容の全容を把握するとともに、「わじま未来トーク」や、各地区へのヒアリング、各団体での意見発表、また住民を対象としたアンケートの実施、ならびに住民懇談会を開催し、本市の将来のまちづくりについて幅広く市民の皆様と意見交換をしました。

その中で、見えてきた主な課題を、「被災者の生活再建」「地域を支える生業の再興」「新たなまちへの再生」の3つの視点で整理しました。

● これまで実施した調査など

被災状況	● 現時点における被災状況
市民意見	● わじま未来トークでの意見
	● 区長会長へのヒアリング
	● 各団体の意見
	● 住民アンケート結果
	● 住民懇談会での意見

● 見えてきた主な課題

	被災者の生活再建に向けた視点	地域を支える生業の再興に向けた視点	新たなまちへの再生に向けた視点
■ 住まいの困窮や日常生活の変化	●		●
■ 生活拠点の変化による地域コミュニティの低下	●		●
■ 子育て環境の低下や若年人口流出の加速化	●	●	●
■ 観光資源の被災や観光入込客数の減少		●	
■ 農林水産業関連施設の被災		●	
■ 事業環境の低下や雇用の喪失	●	●	●
■ 火災や家屋の解体による都市機能の低下	●	●	●
■ 孤立集落の発生や避難生活の長期化	●		●
■ 過疎地域における想定外の大災害への対応力	●	●	●

復興まちづくりの取組（骨子）

災害により甚大な被害を受けた本市の復旧復興の実現に向けた基本理念を定めるとともに、被災者の生活再建、地域を支える生業の再興、新たなまちへの再生の3つの柱を軸に、復興に向けて行政と市民が手を取り、ともに取り組んでいきます。

復興に向けての基本理念

スローガン

もとよりもっと

新・輪島

みんなでつなぐ復興まちづくり

1 被災者の生活再建

- ［1－1］被災者に寄り添った生活支援と住まいの再建
- ［1－2］日常生活を支える地域コミュニティの再建
- ［1－3］子ども・若者に向けた支援

2 地域を支える生業の再興

- ［2－1］地域の伝統文化や自然景観等観光資源の再興
- ［2－2］農林水産業（里山里海）の再興
- ［2－3］持続可能な地域経済の再興

3 新たなまちへの再生

- ［3－1］都市の将来像を念頭に置いた市街地の再生
- ［3－2］地域の自立と持続可能性を支える まちづくりの推進
- ［3－3］防災力の向上と次世代への継承

03 復興に向けた取組

1 被災者の生活再建

［1－1］被災者に寄り添った生活支援と住まいの再建

- 家屋に甚大な被害を受けた被災者が今後の「生活や住まいの再建方法」について考えることのできる環境を整えます。
- 「住まいの自力再建や耐震性向上に対する支援」や「災害公営住宅の建設」等、支援の多様性の確保により、豊かな日常生活の確保を目指すとともに、被災者の生活再建に向けた支援を推進します。
- 被災によって受けた、心と体のケアの推進に取り組むとともに、保健・福祉施設等の早期復旧により、市民の誰もが安心して暮らせる地域の包括的な支援・サービス提供を回復します。

［1－2］日常生活を支える地域コミュニティの再建

- 従前からの居住地や仮設住宅、災害公営住宅等、様々な場所での生活を支えるため、被災した集会所等の再建・修復等、地域コミュニティの再構築・育成を図ります。
- 安全・安心な場所への居住に関する地域からの希望に対応した居住地を確保します。
- 将来持続可能な公共交通による移動環境を確保するとともに、人工知能（AI）等の新技術や市民が参画する新たな交通手段の導入により利便性の向上を図ります。

［1－3］子ども・若者に向けた支援

- 地域の宝である子どもたちが輪島で学ぶことができるよう、学校の整備や復旧等により教育環境を整えるとともに、被災前から不足していた子育て支援施設を拡充し、安心して子育てできる環境を整えます。
- 仮設住宅となった学校グラウンドの代替となる場所としての子どもの遊び場及びスポーツの場の確保も含め、子どもの健康的な心身の成長を促す取組を推進します。
- 若者の地域定着・還流のための受け皿となる魅力ある就労の場と雇用の創出を図ります。

2 地域を支える生業の再興

［2－1］地域の伝統文化や自然景観等観光資源の再興

- 「地域を支える生業の再興」として、「輪島塗」に代表される漆器業、「輪島朝市」をはじめとする商店街や酒蔵と密接に関係している観光業、輪島の食文化を支える「漁業」や「農林業」等、各種産業の復活により地域活力の創出を目指します。
- 日本の農業の象徴的な存在である、白米千枚田がかつての姿を取り戻すための取組を進めます。
- 被災した観光施設・名所・自然景観等の再整備や、トキとの共生に向けた取組を支援します。
- 関係人口等も活用しながら、伝統産業・祭り等の維持・継続に取り組みます。
- 災害を振り返り、文化・景観資源等への災害の記録や記憶を知見として整理し、後世に継承します。

［2－2］農林水産業（里山里海）の再興

- 1次産業である農林水産業において、被災した農地や農機具、農業用・林業用施設及び治山施設、漁船・漁具等の復旧事業へ最大限の支援により、農林漁業者の生産活動の早期再開への支援及び自己負担の軽減を図るほか、後継者育成等、担い手確保に取り組みます。
- 甚大な被害が生じた水産業については、国、県と連携し、港湾・漁港を早期に復旧させるとともに、復興に向けて観光産業とも連携して地域経済を牽引する取組を進めます。

［2－3］持続可能な地域経済の再興

- 全国的にも知名度の高い輪島塗については、輪島塗職人の事業再開支援のほか、産業としての持続性の観点から、後継者育成や創業支援、原材料の確保とともに、現代に求められる商品づくりや販路開拓等の基盤強化を図ります。
- 中小企業・小規模事業者に対して、若手事業者の確保や各種支援策の実施等により、地域に根ざした経営基盤の強化と地場産業の再建を図るとともに、人材流出抑制の受け皿となる魅力ある就労の場と雇用の創出を図ります。
- 輪島朝市や商店街等、事業者の再建を支援します。

3 新たなまちへの再生

［3－1］都市の将来像を念頭に置いた市街地の再生

- 多様な世代が将来にわたって安心して生活できるよう、土地区画整理事業等による街区の再編、低未利用地の集約化や基盤整備を図り、災害に強いまちへの転換を目指します。
- 道路網やライフラインの復旧・整備に加え、生活・経済活動に最低限必要な公共インフラである道路・公共交通、上下水道、電気（再生可能エネルギーの活用等）、通信手段の強靭化を推進します。
- 風水害や土砂災害から市民の安全を確保するための治山・治水・砂防事業を推進します。
- 大規模災害発生時に一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、交通ネットワークやライフライン施設の多重化を図ります。
- 市外に避難された方の帰還や、新たな移住・定住者に関する受入体制の充実を図ります。

［3－2］地域の自立と持続可能性を支えるまちづくりの推進

- 地域の再生として、利用しやすく安心・安全な場所への公共施設等の集約や再整備、居住地の確保や宅地の復旧等、地域課題に対応したまちづくりを進めます。
- 美しいまちなみの再建、狭あい道路の解消や公園等の確保等、地域の創意工夫による活力に満ちた暮らしやすいまちづくりを支援します。
- 各地域に人・モノ・情報の交流拠点を整備し、将来も安心して住み続けられる輪島を創ります。
- 環境に優しいエネルギー利用の推進を通じて、持続可能で安全な生活環境を確保します。

［3－3］防災力の向上と次世代への継承

- 安全な避難路・避難場所の整備・拡充を推進します。
- 地域住民・関係機関等と連携した避難所運営訓練の実施等により、運営力の強化を図ります。
- 災害を教訓とした、防災体制の強化を図ります。
- 災害の記録・記憶により培った、防災に関する様々な知見の次世代への伝承に取り組みます。
- 自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」等を身に付けることを念頭に置いた避難訓練等、知識の習得にとどまらない実践的な防災教育を展開します。

04 復興に向けたシンボル・重点プロジェクト

シンボルプロジェクト

輪島朝市周辺再生プロジェクト

地震及び火災で甚大な被害を受けた朝市周辺を輪島市における復興のシンボルとして再建し、防災対策を強化しながら朝市と商店街及び住まいの共生を目指した市街地整備を行います。また、新たなチャレンジや交流を促進して、新しいまちとして生まれ変わるための環境整備及び支援を行います。

➡基本計画 ■2-1-2 朝市通りや商店街の復興 ➡P.33

重点プロジェクト

輪島市の復興まちづくりを牽引する先導的取組として、5つの重点プロジェクトを定めます。(各項目の詳細は次ページ)

1. 魅力ある住まいと拠点づくりプロジェクト
2. ひとと自然が育む子ども・子育て応援プロジェクト
3. まちの活力を高める商店街・観光再興プロジェクト
4. 輪島塗をはじめとした伝統産業・伝統文化再興プロジェクト
5. 輪島の恵みを取り戻すみなと復興プロジェクト

重点プロジェクト

1 魅力ある住まいと拠点づくりプロジェクト

安全・安心かつ利便性を高めた住まいの確保を進めるとともに、安心・安全な場所への各種公共施設や生活拠点の集約化等により、持続可能なまちづくりを進めます。

また、耐震性に優れた住宅の建設・改修や、伝統建築物の耐震化を進めるとともに、地域コミュニティにおける自立的な防災力強化を図り、生活の質の向上と防災インフラの強化を両立します。

➡基本計画
■1-1-7 公営住宅の整備 ➡ P.25
■1-1-9 住宅の強靭化支援 ➡ P.26
■1-2-2 集会所等の再建 ➡ P.27
■1-2-3 安全・安心な場所への居住地移転 ➡ P.28
■3-1-2 安全・安心な場所への居住地の形成 ➡ P.44
■3-1-3 利用しやすい場所での公共施設の再整備 ➡ P.45
■3-3-3 防災体制の強化 ➡ P.51

重点プロジェクト

2 ひとと自然が育む子ども・子育て応援プロジェクト

豊かな自然環境を活かし、子どもたちが自然と触れ合いつつ、様々な学び、体験にチャレンジしながら成長できる教育環境や遊び場等を確保します。

また、都会や他地域からの児童生徒を積極的に受け入れつつ、地域住民と外部からの支援者が協力して、子ども・子育て世代を中心としたコミュニティの再生を図り、地域の活力を取り戻します。

➡基本計画
■1-3-2 子育て支援のための環境整備 ➡ P.29
■1-3-3 子どもの遊び場やスポーツの場の確保 ➡ P.30

重点プロジェクト

3 まちの活力を高める商店街・観光再興プロジェクト

市民生活に密着した市内の各商店街及び商店の再建への支援とともに、商店街のあり方を検討しながら、まちに新たな活力を生み出せる魅力ある個店の立地を積極的に支援し、地元経済の好循環を促します。

また、従来からの交流人口を受け入れる観光地の魅力を生かしつつ、地域に対して特別なつながりや愛着を持つ関係人口を増やす取組による持続可能な観光の実現を目指します。さらには、これまで実現できなかった能登半島全域の地域資源の組み合わせによる長期滞在を実現します。

➡基本計画
■2-1-2 朝市通りや商店街の復興 ➡ P.33
■2-1-5 観光産業の復興 ➡ P.35

重点プロジェクト

4 輪島塗をはじめとした伝統産業・伝統文化再興プロジェクト

輪島の風土に育まれた輪島塗をはじめとした伝統産業については、世界を相手に商売ができる高度な伝統技術を活かし現代のニーズに応え、誰もが手に取った瞬間に欲しくなる商品を生み出せる産地となるために、新たな雇用の創出、技能伝承、商品開発、販路開拓等により、担い手が新しい未来を創る活動を支援します。

また、輪島独特の能登瓦の家屋が立ち並ぶ風景や伝統的建築物、祭り・風習等の伝統文化は、その良さを継承した中で、関係人口が地域の魅力を広く発信する仕組みの構築につなげます。

➡基本計画
■2-1-1 輪島塗の再興 ➡P.32
■2-1-6 観光施設・名所・自然景観等の再整備 ➡P.36

重点プロジェクト

5 輪島の恵みを取り戻すみなと復興プロジェクト

漁業・水産加工業等の水産業を再興するため、港湾・漁港・各種施設の迅速なインフラ復旧を進めるとともに、水産業従事者への支援を強化します。

また、観光客の嗜好やニーズの多様化に対応し、輪島の魅力ある魚介類や水産加工品等の付加価値を高めます。そして、輪島ならではの新鮮な野菜等の食材や調味料との組み合わせ等により、災害からの復興を印象づける新たな「輪島ブランド」の創出に取り組みます。

さらには、クルーズ船の誘致を見据えた港湾整備や地元食文化の発信等に取り組みます。

➡基本計画
■2-2-1 農林水産業の再建・発展に向けた支援 ➡P.38
■2-2-2 施設の早期復旧と事業再開 ➡P.39

05 将来都市構造

これまで目指してきた都市構造を踏まえつつ、将来にわたり安全・安心で持続可能な都市を目指し、「ゾーン」「都市拠点」「都市軸」からなる将来都市構造を設定します。

[基本的な考え方]

- 輪島・門前・町野の市街地（拠点）は、行政が中心となり住まいや日常生活に必要な機能等を確保
- 各地区において安心して暮らせるよう、公民館を核としたコミュニティを再建
- 各集落においても復旧を進め、現地再建を支援していくとともに、各地域での話し合いを通じて、災害リスクや孤立可能性の高いエリア等から拠点への移転を支援（必要に応じて災害の危険なエリアの立地規制を検討）

① ゾーニング　土地利用の構成・方針

市街地ゾーン（輪島地区、門前地区、町野地区の市街地）

- 早期のインフラ復旧や強靭化の推進
- 安全・安心で多様な暮らしを選択できる住環境の整備
- 行政サービスをはじめ日常生活に必要な機能の確保

自然環境ゾーン（主に山間部の区域）

- 農林業基盤の復旧
- 自然環境の保全・管理・育成による防災・減災の推進
- 隆起した海岸線等の震災遺構の活用検討を含めた景観資源の保全・育成

集落ゾーン（各地区の中心や山間・沿岸部の既存の集落）

- 農林漁業を中心とした暮らしや特色ある山間・沿岸集落景観の再生・継承
- 地域の希望に応じた市街地ゾーン等での住まいの確保やコミュニティの再生
- インフラの復旧、効率的な生活基盤施設や市民サービスの見直し
- 拠点的な市街地と集落の連携

② 都市拠点　拠点の配置・位置づけ

■中心拠点（輪島地区の中心市街地）

人口や多様な都市機能が集積した本市全体の拠点

■地区拠点（各地区の公民館周辺）

防災機能を備えた住民主体のコミュニティの核となる拠点

■地域拠点（門前・町野地区の中心部）

一定の人口密度を維持し、行政機能や生活利便機能を備えた地域の拠点

■広域拠点（のと里山空港の周辺）

奥能登2市2町の広域的な公共サービスを支える拠点

③ 都市軸　都市内・都市間のネットワーク

■広域交流軸

（本市と金沢都市圏や首都圏等を結ぶ、陸路、航空路、海上航路）

能越自動車道、輪島港マリンタウン、のと里山空港のさらなる機能強化による産業面・観光面・生活面での広域的な連携・交流の強化

■都市連携軸

（本市と周辺市町や市内の都市拠点を結ぶ国道や主要地方道）

広域的なネットワークや災害時の主要な幹線道路としての強靭化の推進による多様な機能の連携と広域的な交流の推進

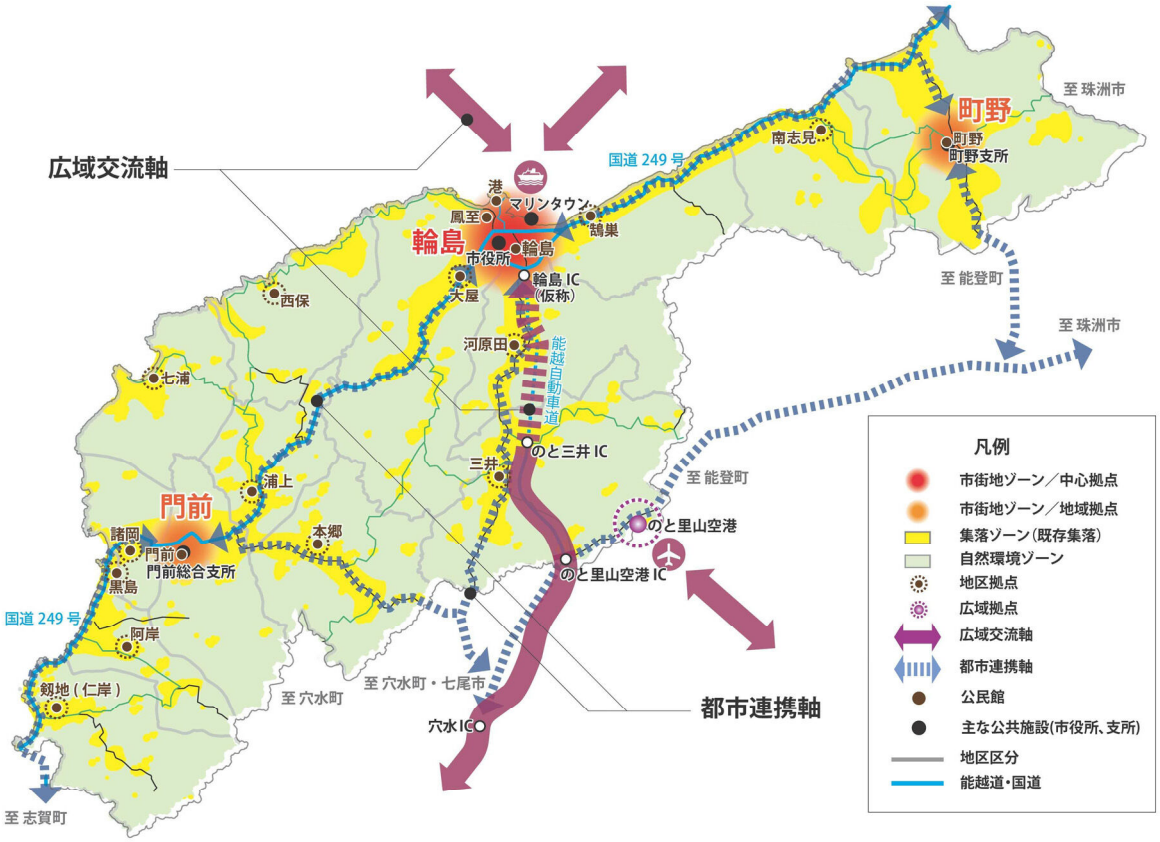

● 各ゾーン・拠点の復興に向けた方針

ゾーン	都市拠点	対象地区	各ゾーン・拠点の方針等	
			位置づけ	都市機能等の方針
市街地ゾーン	中心拠点	輪島市街地	人口や多様な都市機能が集積した本市全体の拠点	●多様な誘導施設や防災拠点の整備 ●最優先のインフラ等の復旧・強靭化 ●公共サービスの集約・充実
	地域拠点	門前・町野	一定の人口密度を維持し、行政機能や生活利便機能を備えた地域の拠点	
集落ゾーン	広域拠点	のと里山空港周辺	奥能登2市2町の広域的な公共サービスを支える拠点	●広域的な都市機能・防災機能の整備 ●最優先のインフラ等の復旧・強靭化 ●広域的な公共サービスの集約・充実
	地区拠点	各地区の公民館周辺	防災機能を備えた住民主体のコミュニティの核となる地区の拠点	●防災機能の強化 ●インフラ等の復旧 ●現状の公共サービスの維持
	—	幹線道路沿線、山間・沿岸の集落	持続可能な集落のあり方をそれぞれで検討（意向により移転を支援）	●順次インフラ等の復旧 ●公共サービスの見直し
	—	災害の危険なエリア等	孤立リスク、将来行政コスト削減の観点から、希望者の移転を支援 （必要に応じて災害の危険なエリアの立地規制を検討）	●必要に応じたインフラ等の復旧 ●公共サービスの見直し
自然環境ゾーン	—	山間部		

輪島市復興まちづくり計画

基本計画

基本計画の施策体系

基本構想で掲げた、基本理念「もとよりもっと　新・輪島～みんなでつなぐ復興まちづくり～」の実現に向けた３つの目標と９の方策について、基本計画では具体的な取組を設定し、復旧・復興を推進します。

目標	方策・具体的な取組	シンボルプロジェクト・重点プロジェクト
1 被災者の生活再建	**1-1 被災者に寄り添った生活支援と住まいの再建**	
	1-1-1 被災者の経済的支援の推進／ 1-1-2 被災者の生活支援／ 1-1-3 心と体のケアの推進／ 1-1-4 保健・福祉施設等の早期復旧／ 1-1-5 要配慮者への支援強化／ 1-1-6 国・県と連携した住宅の再建／ **1-1-7 公営住宅の整備**／ 1-1-8 仮設住宅の適正な維持管理／ **1-1-9 住宅の強靭化支援**	
	1-2 日常生活を支える地域コミュニティの再建	
	1-2-1 地域コミュニティの再構築・育成／ **1-2-2 集会所等の再建**／ **1-2-3 安全・安心な場所への居住地移転**／ 1-2-4 持続可能な公共交通の確保／ 1-2-5 新たな交通手段の導入	
	1-3 子ども・若者に向けた支援	
	1-3-1 学校・児童福祉施設等の復旧・整備／ **1-3-2 子育て支援のための環境整備**／ **1-3-3 子どもの遊び場やスポーツの場の確保**／ 1-3-4 子育て家庭を地域一体で支える取組／ 1-3-5 子育て支援の関係機関との連携の推進／ 1-3-6 未来を創造する人づくり／ 1-3-7 若者の就職・転職の支援	
2 地域を支える生業の再興	**2-1 地域の伝統文化や自然景観等観光資源の再興**	
	2-1-1 輪島塗の再興／ **2-1-2 朝市通りや商店街の再興**／ 2-1-3 總持寺祖院を核とした禅文化の発信・活用／ 2-1-4酒蔵の再興／ **2-1-5 観光産業の再興**／ **2-1-6 観光施設・名所・自然景観等の再整備**／ 2-1-7 伝統文化・祭り等の維持・継続／ 2-1-8災害の記録・記憶の伝承	
	2-2 農林水産業（里山里海）の再興	
	2-2-1 農林水産業の再建・発展に向けた支援／ **2-2-2 各施設の早期復旧と事業再開**	
	2-3 持続可能な地域経済の再興	
	2-3-1 漆器事業者の復旧支援／ 2-3-2 中小企業の持続的な経営支援／ 2-3-3 人材の流出抑制・確保／ 2-3-4 創業・起業や就労等の支援	
3 新たなまちへの再生	**3-1 都市の将来像を念頭に置いた市街地の再生**	
	3-1-1 公共土木施設等の早期復旧、強靭化及び交通ネットワーク・ライフラインの多重化／ **3-1-2 安全・安心な場所への居住地の形成**／ **3-1-3 利用しやすい場所での公共施設の再整備**／ 3-1-4 市外避難者・移住・定住者の受入体制の充実	
	3-2 地域の自立と持続可能性を支えるまちづくりの推進	
	3-2-1 各地域におけるまちづくり事業・取組への支援／ 3-2-2 宅地の復旧／ 3-2-3 狭あいな道路の解消や公園整備／ 3-2-4 美しいまちなみの再建／ 3-2-5 温かみがある暮らしの再生／ 3-2-6 環境に優しいエネルギー利用の促進／ 3-2-7 デジタル技術の活用	
	3-3 防災力の向上と次世代への継承	
	3-3-1 安全な避難路・避難場所の整備／ 3-3-2 安心な避難所運営の強化／ **3-3-3 防災体制の強化**／ 3-3-4 災害の記録・記憶の伝承（再掲）／ 3-3-5 防災教育の充実、防災意識・地域防災力の向上	

1 被災者の生活再建

1－1 被災者に寄り添った生活支援と住まいの再建

1－1－1 被災者の経済的支援の推進

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
• 被災により、居住する住宅が全壊する等生活基盤に著しい被害を受けた被災世帯に被災者生活再建支援金（基金・国）を支給し、生活の再建支援を推進します。 • 行政や民間等、多様な被災者支援主体による連携体制の構築・強化により、被災者支援を推進します。	• 家屋に甚大な被害を受けた被災者が、自らの今後の「生活や住まいの再建方法」について考え、選択します。 • 多様な主体による被災者支援を得ながら、生活や住まいの再建を進めます。

復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→	→			・被災者生活再建支援金 ・住まい再建相談事業 ・住まい再建・賃貸入居支援事業 ・住まい再建・公営住宅入居支援事業 ・住まい再建・転居支援事業 ・応急仮設住宅移転等支援事業 ・被災住宅再建支援事業 ・地域防犯灯管理支援事業	●	●	●	○

1－1－2 被災者の生活支援

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
• 災害後に置かれた様々な状況の中で安心・安全に日常生活を営むことができるよう、孤立防止のために見守り相談支援を推進します。 • 支援が必要な場合は被災者を関係支援機関へつなぐ等、災害ケースマネジメントの考え方も踏まえ、被災者一人一人に寄り添った生活支援を推進します。	• 被災した住民が孤立しないよう、地域においてお互いに日常的な見守りや声掛けを行えるような地域コミュニティを形成していきます。

復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→	→	→	→	・被災者見守り相談支援等事業	●			○

1-1-3 心と体のケアの推進

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
• 健康相談や健康教室等を充実します。 • 専門機関へ適切につなげる体制を強化します。（石川こころのケアセンターや医療機関の専門職が訪問し相談や面接を行います。）	• 仮設住宅入居者同士において、孤立防止のための日常的な見守りや声掛けを行います。 • ゲートキーパー講座を受講する等、声掛けやセルフケアのスキルを身に着け、互いに声掛けを行います。

復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→	→	→		・県実施の能登半島地震被災者健康調査を活用し、関係機関と支援体制整備 ・こころの健康づくりのサポート体制の整備 ・運動できる場所の整備 ・ウォーキングができるように道路の整備 ・重層的支援の充実	●			○

1-1-4 保健・福祉施設等の早期復旧

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
• 県が進める奥能登公立４病院機能強化検討会（仮称）において、当面の医療機能の維持と将来的な病院のあり方や、医療機能の強化策を検討します。 • 輪島病院については、必要な病床機能の再検討を行うとともに、災害で破損等した院内及び建物の大規模修繕を実施します。 • 福祉事業所への伴走支援を行いながら、福祉サービスの再開や福祉人材の確保に努めていきます。 • 誰もが最期まで住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、新たな地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。	• 医療のあり方に関して地域で話し合い、市に対して提案します。 • 自らの健康や生きがい、役割を見出し、必要に応じて福祉サービスを利用しながら、自発的に地域活動に取り組みます。事業者等はこうした福祉ニーズをくみ取りながら誰もが暮らしやすい地域づくりを実現します。

復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→	→	→		・社会福祉施設等災害復旧支援事業 ・被災介護施設再開準備支援事業 ・高齢者等サービス事業継続支援事業 ・介護予防・日常生活支援総合事業 ・包括的支援事業	●			○

1-1-5 要配慮者への支援強化

<table>
<tr><th colspan="8">取組内容</th></tr>
<tr><th colspan="4">行政の取組</th><th colspan="4">市民や事業者等の取組（イメージ）</th></tr>
<tr><td colspan="4">• 要配慮者の孤立孤独を防ぐための見守り相談支援、地域コミュニティづくり、医療保健や生活再建に必要な情報提供、ケアマネジメント、就労支援等を充実します。</td><td colspan="4">• 区長や民生委員、医療や福祉の専門職、見守り相談支援員等が連携し、要配慮者が必要とする情報を共有し、支援強化を図っていきます。</td></tr>
<tr><th colspan="3">復旧期</th><th rowspan="2">再生期
（概ね4年程度）</th><th rowspan="2">創造期
（概ね4年程度）</th><th rowspan="2">想定する事業、補助メニュー
または具体的な取組等</th><th colspan="4">実施主体（●主体、○関係）</th></tr>
<tr><th>令和
6年度</th><th>令和
7年度</th><th>令和
8年度</th><th>市</th><th>県</th><th>国</th><th>市民・
事業者等</th></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td><td></td><td>・被災者見守り相談支援等事業
・被災者見守り対策強化事業</td><td>●</td><td></td><td></td><td>○</td></tr>
</table>

1-1-6 国・県と連携した住宅の再建

<table>
<tr><th colspan="8">取組内容</th></tr>
<tr><th colspan="4">行政の取組</th><th colspan="4">市民や事業者等の取組（イメージ）</th></tr>
<tr><td colspan="4">• 被災者の生活再建を最優先し、全壊・半壊建物の解体・撤去を迅速に進めるため、公費解体に向けた伴走支援を実施します。
• 被災した宅地の法面、擁壁、地盤や住宅の傾斜等の復旧を県と連携して支援します。
• 災害廃棄物の適正かつ迅速な搬出と処理のため、国や県と連携を図ります。</td><td colspan="4">• 災害により損壊した修理が困難な自らの家屋等について、所有者として公費解体を申請します。
• 災害により損壊した宅地の法面、擁壁、地盤や住宅の傾斜等の復旧を自ら行います。
• 自らや災害ボランティアの協力等により、災害廃棄物の片付けや地区集積所への運搬を行います。</td></tr>
<tr><th colspan="3">復旧期</th><th rowspan="2">再生期
（概ね4年程度）</th><th rowspan="2">創造期
（概ね4年程度）</th><th rowspan="2">想定する事業、補助メニュー
または具体的な取組等</th><th colspan="4">実施主体（●主体、○関係）</th></tr>
<tr><th>令和
6年度</th><th>令和
7年度</th><th>令和
8年度</th><th>市</th><th>県</th><th>国</th><th>市民・
事業者等</th></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td><td></td><td>・被災宅地等復旧支援事業</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td>○</td></tr>
</table>

1-1-7 公営住宅の整備

重点プロジェクト 1

取組内容									
行政の取組					市民や事業者等の取組（イメージ）				
• 安全･安心かつ利便性を高めた住まいの確保を進めるとともに、安全・安心な場所への各種公共施設の集約化等により、持続可能なまちづくりを進めます。（重点プロジェクト１：再掲） • 住宅に甚大な被害を受けた被災者の一時的な住まいとして、被災者の意向に沿いながら応急仮設住宅や民間賃貸住宅を活用したみなし仮設住宅、公営住宅等を提供します。 • 被災者の恒久的な住まいを確保するため、県と連携しながら、地域特性や新しいコミュニティ形成、高齢者等に配慮した災害公営住宅等の整備を促進します。					• 家屋に甚大な被害を受けた被災者が、自らの今後の「生活や住まいの再建方法」について考え、選択します。（再掲）				
復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→	→			・賃貸型応急住宅の提供 ・建設型応急仮設住宅の提供 ・災害公営住宅整備事業	●	●		○

1-1-8 仮設住宅の適正な維持管理

取組内容									
行政の取組					市民や事業者等の取組（イメージ）				
• 利用期間が長期化する場合、仮設住宅の建物が風雨で劣化し、補強が必要になる等が懸念されるため、適切に建物の修繕を実施します。									
復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→	→			・応急仮設住宅管理	●			○

1-1-9 住宅の強靭化支援

重点プロジェクト 1

<table>
<tr><th colspan="8">取組内容</th></tr>
<tr><th colspan="4">行政の取組</th><th colspan="4">市民や事業者等の取組（イメージ）</th></tr>
<tr><td colspan="4">・耐震性に優れた住宅の建設・改修を進めるとともに、地域コミュニティにおける自立的な防災力強化を図り、生活の質の向上と防災インフラの強化を両立します。（重点プロジェクト１：再掲）
・住宅の耐震改修費に対する補助制度について、新耐震基準（昭和 56 年６月以降）で建築された住宅であっても、今回の地震で被災した耐震性が不足する住宅を補助対象に追加する等、県と連携して住宅の耐震化を促進します。
・住宅や事業所等における自立・分散型のエネルギーの活用として、太陽光発電設備や蓄電池の設置、電気自動車の普及等、災害にも強い地域のグリーンイノベーション（環境負荷を低減しながら経済的な価値を創造）の取組を推進します。
・被災時に孤立した場合に備え、地域にふさわしい再生エネルギーの導入を推進し、持続可能な社会の形成を目指します。</td><td colspan="4">・住宅の耐震改修費に対する補助制度を有効に活用し、自らの住宅等の耐震化を行います。
・各戸や各事業所単位における太陽光発電設備や蓄電池の設置、エコカー（EV、HV、PHV）への転換等により、被災時に最低限必要なエネルギーを確保します。
・被災時に孤立した場合に備え、電気や上下水道等のインフラ基盤のあり方について集落単位での取組を検討します。</td></tr>
<tr><th colspan="3">復旧期</th><th>再生期
（概ね４年程度）</th><th>創造期
（概ね４年程度）</th><th rowspan="2">想定する事業、補助メニュー
または具体的な取組等</th><th colspan="3">実施主体（●主体、○関係）</th></tr>
<tr><th>令和
6 年度</th><th>令和
7 年度</th><th>令和
8 年度</th><th></th><th></th><th>市</th><th>県</th><th>国</th><th>市民・
事業者等</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・住宅耐震化促進事業
・洋上風力発電調査研究事業</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td>○</td></tr>
</table>

1-2 日常生活を支える地域コミュニティの再建

1-2-1 地域コミュニティの再構築・育成

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
• 被災した住民の引きこもりを予防するため、被災者支援を行う組織等と連携し、地域のつながりを醸成する様々な活動を支援することで、地域コミュニティの再構築と育成を図ります。 • 仮設住宅において、自治組織等の形成を促し、主体的な互助・共助の取組を推進します。	• 仮設住宅や在宅で暮らす住民の引きこもりを予防するため、住民同士だけではなく、被災者支援を行う組織等と連携し、地域のつながりを醸成する様々な活動を行います。 • 事業者等はコミュニティセンター等を設置し、あらゆる世代が交流し、活躍できるまちづくりを進めていきます。

復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→	→			・被災者見守り相談支援等事業 ・仮設住宅等における通所・在宅サービス復興拠点整備事業 ・仮設住宅自治組織形成支援事業	●	●		○

1-2-2 集会所等の再建

重点プロジェクト 1

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
• 安全・安心な場所への各種公共施設や生活拠点の集約化等により、持続可能なまちづくりを進めます。（重点プロジェクト１：再掲） • 地域コミュニティの維持を図るため、被災した地域のコミュニティ活動の拠点となる町内会等の集会所等の施設の再建を支援します。	• 被災した地域のコミュニティ活動の拠点となる町内会等の集会所等の施設を再建します。

復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→	→	→		・地域コミュニティ施設等再建支援事業 ・共同墓地復旧支援事業 ・私道復旧支援事業 ・飲料水供給施設災害復旧費補助	●			○

1-2-3 安全・安心な場所への居住地移転

重点プロジェクト 1

取組内容										
行政の取組					市民や事業者等の取組（イメージ）					
• 安全･安心かつ利便性を高めた住まいの確保を進めるとともに、安全・安心な場所への各種公共施設や生活拠点の集約化等により、持続可能なまちづくりを進めます。（重点プロジェクト１：再掲） • 安全・安心な場所への居住に関する地域からの希望に対応した居住地を確保します。					• 安全・安心な場所への居住に関して話し合い、居住地の希望を市に対して提案します。					
復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）				
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等	
→	→	→	→		・災害公営住宅整備事業等	●			○	

1-2-4 持続可能な公共交通の確保

取組内容										
行政の取組					市民や事業者等の取組（イメージ）					
• 運行形態やダイヤを地域の実情に応じて見直し、安心して暮らせるまちづくりを支える交通ネットワークを構築するとともに、市民による公共交通の積極的な利用を促します。					• 「乗って残す」必要があるという意識の下、自ら公共交通を積極的に利用して路線の維持に協力します。					
復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）				
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等	
→	→	→	→	→	・バス路線維持対策事業 ・路線バス運賃助成事業	●			○	

1-2-5 新たな交通手段の導入

取組内容										
行政の取組					市民や事業者等の取組（イメージ）					
• 人工知能（AI）を活用したオンデマンド方式やライドシェアの導入等により、快適で利便性の高い公共交通を構築し外出機会の拡大を促します。					• サービス向上のためのフィードバックや市民ドライバーとして公共交通を担う一員となります。					
復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）				
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等	
→	→	→	→	→	・デマンドバス運行事業 ・ライドシェア運行事業	●			○	

1-3 子ども・若者に向けた支援

1-3-1 学校・児童福祉施設等の復旧・整備

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
• 被災した保育所・各種園、学校等の早期復旧、再建を促進します。 • 人口減少が進む地域における保育機能の確保・強化に取り組みます。	• 被災した施設の復旧等に当たり、今後の施設のあり方を行政とともに検討します。

復旧期			再生期 / 創造期		想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→	→			・保育施設等災害復旧支援事業 ・地域型保育事業所の整備 ・機能特化型の保育事業所の運営 ・児童クラブ施設の整備 ・地域に必要な保育施設の維持	●			○

1-3-2 子育て支援のための環境整備

重点プロジェクト 2

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
• 親子交流ができる子育て支援施設を拡充します。 • 都会や他地域からの児童生徒を積極的に受け入れつつ、地域住民と外部からの支援者が協力して、子ども・子育て世代中心のコミュニティの再生を図り、地域の活力を取り戻します。（重点プロジェクト２：再掲） • 顔の見えるふるさとづくり、未来を創造し生き抜く人づくりに資する教育を推進し、地域活力の再生を目指します。 • 児童生徒の推移、通学環境等を踏まえ、学校の適正規模の配置に努めます。	• 子育て支援施設に必要な機能を地域で考え提案します。 • 地域一体で学校の未来を考え、学校の適正配置の検討に協力します。

復旧期			再生期 / 創造期		想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→	→			・読書や遊びができ、カフェ等飲食可能なスペースを備えた「親子エリア」の整備 ・保護者懇談会・説明会の開催	●			○

1-3-3 子どもの遊び場やスポーツの場の確保

重点プロジェクト 2

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
• 豊かな自然環境を活かし、子どもたちが自然と触れ合いつつ、様々な学び、体験にチャレンジしながら成長できる教育環境や遊び場等を確保します。（重点プロジェクト２：再掲） • 子どもの遊び場やスポーツ活動の場所と機会を確保します。 • 新設や閉所される公共施設等の利活用を含め検討を進めます。 • 被災したスポーツ施設の復旧に加え、耐震化及び長寿命化を推進します。また利用者のニーズに合った再整備に取り組みます。 • 使用できる施設を利用したスポーツ専門員や指導員を活用した運動教室を充実します。	• 子どもの遊び場やスポーツの場の確保に協力します。

復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→	→			・保育所の園庭を地域の子どもの遊び場として整備 ・アスレチック遊具等を備えた施設の整備 ・保護者懇談会・説明会の開催	●			○

1-3-4 子育て家庭を地域一体で支える取組

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
• 子育て親子の個別のニーズを把握し、相談や交流の場づくりを行います。 • 既存のファミリーサポートセンター事業を活用し、会員を増やし地域で子育て応援隊(仮称)として仮設住宅の集会所でも活動し、仮設住宅団地のコミュニティ形成にも寄与します。	• 地域一体で子育て家庭を支えるため、今後の事業の進め方等を行政とともに検討します。

復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→	→	→	→	・ファミリーサポートセンター事業	●			○

1-3-5 子育て支援の関係機関との連携の推進

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
• 子育て支援等の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを推進します。	• 地域一体で子育て家庭を支えるため、今後の事業の進め方等を行政とともに検討します。（再掲）

復旧期			再生期 / 創造期		想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→	→	→	→	・地域子ども・子育て支援事業	●			○

1-3-6 未来を創造する人づくり

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
• 輪島の復興・発展を担おうとする人材育成を目指す教育を推進します。	• 災害の教訓を継承し、万一に備えるべく、自助・共助力の向上に努めます。地域、団体、事業所が連携し復興の一翼を担います。

復旧期			再生期 / 創造期		想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→	→	→	→	・輪島創造的復興教育「つなぐプロジェクト」の実践（プログラム・カリキュラムの策定・実践）	●			○

1-3-7 若者の就職・転職の支援

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
• 市と企業等の連携により、求人情報の提供や職業相談、就職活動のサポート等を提供し、活躍実感の得られる就職・転職を支援します。	• 自分が生まれ育った土地や人を理解し、愛着を持ち移住する若者に対して、求人情報の提供や職業相談、就職活動のサポート等を提供し、活躍実感の得られる就職・転職を支援します。

復旧期			再生期 / 創造期		想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→	→	→	→	・移住定住支援金 ・移住促進住宅の提供	●			○

2 地域を支える生業の再興

2-1 地域の伝統文化や自然景観等観光資源の再興

2-1-1 輪島塗の再興

重点プロジェクト 4

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
• 被災した輪島塗の生業の継続、伝統文化の承継のため、仮設工房の整備等により支援します。 • 世界を相手に商売ができる高度な伝統技術を活かし現代のニーズに応え、誰もが手に取った瞬間に欲しくなる商品を生み出せる産地となるために、新たな雇用の創出、技能伝承、商品開発、販路開拓等により、担い手が新しい未来を創る活動を支援します。（重点プロジェクト４：再掲） • 海外の販路開拓やインバウンドをターゲットとした取組に対し支援します。 • 創造的復興に向け、若手人材の育成を支援します。	• 自宅兼工房の再建や仮設工房への入居により、生業の再興を図ります。 • 新市場（国外・海外）に向けた販路開拓に取り組みます。 • 新たな顧客に向けた商品開発に取り組みます。 • 次世代を担う後継者を育成します。

復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニュー または具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	（概ね４年程度）	（概ね４年程度）		市	県	国	市民・ 事業者等
→	→	→	→	→	・輪島塗仮設工房整備事業 ・伝統的工芸品産業支援事業補助金 ・輪島塗体験メニュー創出事業（仮称） ・輪島塗商品開発事業（仮称） ・輪島塗技術訓練教室（仮称）	●	●	●	○

2-1-2 朝市通りや商店街の復興

シンボルプロジェクト

重点プロジェクト 3

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
■朝市周辺エリアの復興 • 朝市周辺を輪島市における復興のシンボルとして再建し、防災対策を強化しながら朝市と商店街及び住まいの共生を目指した市街地整備を行います。（シンボルプロジェクト：再掲） • 観光客が単なる買い物の場ではなく、輪島の特徴や魅力を実感し、楽しめる核となる空間や施設（多目的広場、公設市場、観光施設等）の整備、飲食・宿泊事業者やチャレンジ・ショップの誘致等により、観光客の回遊を促し、滞留時間の増加を図ります。 • 輪島らしい原風景の維持のため、朝市通りに面する店舗、施設については、一定程度の外観の統一をルール化します。 • 地元住民の朝市エリアの利用の維持・拡大を図るため、朝市エリア周辺に居住エリアや住民利用施設等の整備及び地元住民向けの新規店舗の誘致等を通じて、地元住民の朝市エリアへの来訪頻度の向上・利用拡大を図ります。 ■商店街の復興 • 市民生活に密着した市内の各商店街及び商店の再建への支援とともに、商店街のあり方を検討しながら、まちに新たな活力を生み出せる魅力ある個店の立地を積極的に支援し、地元経済の好循環を促します。（重点プロジェクト３：再掲） • 總持寺祖院の歴史文化価値の高い七堂伽藍等の魅力を活かし、商店街へ人を呼び込む回遊性を高める取組を行います。 • 地域住民の暮らしやコミュニティを支える商店街について、早期の事業再開を支援し、被災した地域のコミュニティの再建を図ります。 • 仮設店舗で営業している事業者が、市内で本復旧するための支援を行います。	■朝市周辺エリアの復興 • テントに代表される懐かしい朝市通りのにぎわいの再興及び食品衛生管理レベルの改善などの社会的な要請に対応した、新たな輪島朝市エリアの環境整備を、市と連携して進めます。 • 朝市通りに面する店舗・施設における外観の統一に向け、協力して進めます。 • 朝市周辺エリアにおける商店・施設等の利用の維持・拡大及び雇用確保に努め、地元の消費に貢献します。 ■商店街の復興 • 地域の商店街において各種補助制度を活用し、商店街の早期の事業再開を図ります。また、各商店街のまちづくりと一体となった商店街の再生を市と連携して進めます。

復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→	→	→	→	・仮設商店街整備事業 ・小規模事業者持続化補助金 ・なりわい再建支援補助金 ・商店街活性化イベント支援事業補助金 ・商店街等街路灯管理支援事業	●	●	●	○

2-1-3 總持寺祖院を核とした禅文化の発信・活用

取組内容									
行政の取組					市民や事業者等の取組（イメージ）				
• 門前地区の復興のシンボルとして商店街や地域住民と連携した禅文化の情報発信の強化や体験プログラムの造成等を支援します。					• 様々な歴史資源の維持、保存や観光への活用に向けた様々な取組を市と協力しながら進めます。 • 門前地区のまちの魅力を広く情報発信する取組を市と協力しながら進めます。				
復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→	→	→	→	・重要文化財修理事業 ・文化財活用推進事業 ・歴史的資源を活用した観光まちづくり推進事業	●	●	●	○

2-1-4 酒蔵の復興

取組内容									
行政の取組					市民や事業者等の取組（イメージ）				
• 被災した輪島の酒蔵の再建を支援します。 • 生業の継続、酒造り文化の承継のため、災害により施設・設備が使用できない被災酒蔵が県内外の酒蔵等から施設・設備の一部提供を受けて行う共同醸造の取組を支援し、県内酒蔵の連携・協力の下、酒造業の復旧・復興を支援します。					• 県内酒蔵の連携・協力の下、共同醸造に取り組み、酒造の継続を図ります。また、まちづくりと一体となった酒蔵の再生や酒蔵見学の復活を図ります。 • 輪島の地酒及び輪島塗の器による乾杯の推進に努めます。				
復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→	→	→	→	・小規模事業者持続化補助金 ・なりわい再建支援補助金 ・輪島の地酒及び輪島塗の器による乾杯を推進する条例	●	●	●	○

2-1-5 観光産業の復興

重点プロジェクト 3

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
• 従来からの交流人口を受け入れる観光地の魅力を生かしつつ、地域に対して特別なつながりや愛着を持つ関係人口を増やす取組による持続可能な観光の実現を目指します。さらには、これまで実現できなかった能登半島全域の地域資源の組み合わせによる長期滞在を実現します。（重点プロジェクト３：再掲） • 輪島ブランドを培ってきた、世界農業遺産を代表する白米千枚田、輪島塗や朝市、輪島温泉郷、酒蔵等の持続的発展に向けて支援し、市内、そして能登半島内の回遊性を高め、旅行者の誘致に取り組みます。 • 外国人を含めた交流人口の拡大のため、マリンタウン岸壁の早期復旧を要請するとともに、クルーズ船の誘致に取り組みます。 • 朝市と連携し、マリンタウン周辺の人流・にぎわい創出に取り組みます。 • 来訪者をおもてなしの心で迎えるコーディネーターの育成に官民が連携して取り組み、まちの魅力を高めます。 • 官民による周辺地域と連携した広域観光を推進します。	• 輪島塗や朝市等を目的とする観光客が来訪し、地域の特色を活かした輪島ならではの商品・サービス提供を通じた「稼ぐ観光産業の構築」を目指します。 • 観光客が、時間をわざわざ使う“価値ある体験”を創造する等により、観光産業の再価値化を目指します。

復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニュー または具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	（概ね４年程度）	（概ね４年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→	→	→	→	・輪島港復旧・復興プランに基づく事業 ・震災復興観光物産 PR 推進事業	●	●	●	○

2-1-6 観光施設・名所・自然景観等の再整備

重点プロジェクト 4

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
• 輪島独特の能登瓦の家屋が立ち並ぶ風景や伝統的建築物、祭り・風習等の伝統文化は、その良さを継承した中で、関係人口が地域の魅力を広く発信する仕組みの構築につなげます。（重点プロジェクト４：再掲） • 滞在型・体験型観光のスタイルへの変化に対応した、観光施設・名所・自然景観の復旧及び再整備を図ります。 • 白米千枚田を復興のシンボルとして、地元の意向を踏まえ、昔ながらの棚田景観の再生等を通じて、観光資源として復活させます。 • 總持寺祖院や黒島地区伝統的建造物群保存地区及び文化的景観大沢・上大沢の間垣景観集落等の文化財再建に向けて支援します。 • 里山里海や観光地、震災遺構が点在する海岸沿いにおいて、県と連携してサイクリングルートを整備します。海岸沿いの魅力向上とともに、災害時には緊急的な通行帯として活用します。 • 国・県・市指定等の被災文化財の修復に対する支援として、国、県との連携により、被災文化財の適切な修復に向け、所有者負担の軽減を図ります。 • 被災文化財の廃棄・散逸を防止するため、国や県との連携により、動産文化財については、救出、応急措置、一時保管場所の確保に努めます。	• 県や市が復旧・再整備する観光資源との連携を視野に入れて観光施設を再整備するとともに、観光客や住民がほっとできる交流の場所としていきます。 • 地域が主体となって、總持寺祖院や黒島地区伝統的建造物群保存地区等の多様な地域的特色を示す文化財を再生・保存・活用していきます。 • 地域が主体となって、文化的景観大沢・上大沢の間垣景観集落の多様な地域的特色を示す文化財を再生・保存・活用していきます。 • 県や市が整備するサイクリングルートとの連携を視野に入れて観光施設を再整備します。 • 地域が主体となって、多様な地域的特色を示す文化財を再生・保存・活用していきます。 • 動産文化財については、救出、応急措置、一時保管を通じて保存・活用していきます。また、建造物については、復旧に向けて行政の技術支援等を得ていきます。

復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニュー または具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	（概ね４年程度）	（概ね４年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→	→	→	→	・重要伝統的建造物群保存地区保存等事業 ・文化的景観保護推進事業 ・民間所有の文化財の復旧支援事業 ・重要文化財（建造物・美術工芸品）修理事業 ・能登半島地震被災文化財等救援事業 ・能登半島地震文化財建造物復旧支援事業	●	●	●	○

2-1-7 伝統文化・祭り等の維持・継続

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
• 被災した無形（民俗）文化財の保持団体（保存団体）が、今後も滞りなく文化財の保存ができるよう国や県との連携により、支援します。 • 地域に暮らす人々の絆でもある祭りの再開に向けて、祭り用具の補修や新たな調達を支援します。	• 被災した無形（民俗）文化財の保持団体（保存団体）が、今後も滞りなく文化財の保存ができるよう努めるとともに、行政の支援を得ていきます。 • 祭りの再開に向けた祭り用具の補修や新たな調達等に対して準備を進めるとともに、行政の支援を得ていきます。

復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→	→	→	→	・文化活動支援事業 ・地域文化活性化事業 ・地域の祭り再開支援事業 ・地域文化財総合活用推進事業	●	●	●	○

2-1-8 災害の記録・記憶の伝承

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
• 災害を振り返り、文化・景観資源等への災害の記録や記憶を知見として整理し、後世に継承します。 • 震災遺構の保存等による、復興過程そのものの価値化及び活用を図ります。	• 災害を振り返り、文化・景観資源等への災害の記録や記憶の整理に協力します。

復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→				・災害記録誌作成事業	●			○

2-2 農林水産業（里山里海）の再興

2-2-1 農林水産業の再建・発展に向けた支援

重点プロジェクト 5

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
■農業 • 被災した農地、農業用施設、地すべり保全施設、海岸保全施設について、国や県と連携して早期復旧を目指します。 • 農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建等の支援を実施し、被災した農業者の早期の営農再開を図ります。 • トキ放鳥受入に向け、県との連携の下、生息環境整備、社会環境整備、放鳥に備えた検討、地域活性化を進めます。	■農業 • 行政の支援を受けながら被災した農地、農業用施設の復旧を進めます。 • 農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建・修繕等を実施することにより、営農を早期に再開します。 • 地域一体でトキ放鳥受入体制を確立していきます。
■林業、治山施設 • 被災した林道について、国や県との連携等により早期復旧を目指します。 • 山腹崩壊等については、国や県と連携等により対策が必要な箇所の計画的な復旧と森林の再生に向けた整備を進めます。 • 地域と連携して山林の手入れなど適切な管理を行うことによる災害に強い山づくりを進めるとともに、漆の生産や漆掻きの技術継承も含め山林を活かした地域資源の活用を進めます。	■林業、治山施設 • 計画的な森林の再生や災害に強い林業への転換に向けた検討を進めます。
■水産業 • 漁業・水産加工業等の水産業を再興するため、港湾・漁港・各種施設の迅速なインフラ復旧を進めるとともに、水産業従事者への支援を強化します。（重点プロジェクト５：再掲） • 観光客の嗜好やニーズの多様化に対応し、輪島の魅力ある魚介類や水産加工品等の付加価値を高めます。そして、輪島ならではの新鮮な野菜等の食材や調味料との組み合わせ等により、災害からの復興を印象づける新たな「輪島ブランド」の創出に取り組みます。（重点プロジェクト５：再掲） • 輪島港をはじめとする各港の本格復興に向けて、県と連携して効率的かつ収益性の高い新たな操業体制の確立等の操業継続に向けた仕組みづくりを進めます。	■水産業 • 行政の支援を受けながら仮復旧した港を利用し、操業を再開します。
■農林水産業の担い手 • 農林漁業の担い手を維持するため、地域の若者やUIJターンを対象とした就農や農林漁業への就業支援を行います。	■農林水産業の担い手 • 地域一体として就農や農林漁業就業希望者を受け入れ、支えます。

（次ページへ続く）

復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニュー または具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	（概ね 4 年程度）	（概ね 4 年程度）		市	県	国	市民・ 事業者等
→	→	→	→	→	・農地等手づくり復旧支援事業 ・農業機械再取得等支援事業 ・農村地域コミュニティ再生モデル集落支援事業 ・木材加工流通施設等災害復旧支援事業 ・能登地域トキ放鳥受入推進事業 ・漁船等災害復旧支援事業 ・水産業共同利用施設災害復旧支援事業	●	●	●	○

2-2-2 各施設の早期復旧と事業再開

重点プロジェクト 5

取組内容	
行政の取組	市民や事業者等の取組（イメージ）
• クルーズ船の誘致を見据えた港湾整備や地元食文化の発信等に取り組みます。 （重点プロジェクト５：再掲） • 被災した港湾・漁港の復旧復興は、国・県・市の協働で検討を進めます。 • 市管理の漁港の早期復旧を目指します。	• 水産業の操業の再開を契機に観光産業と連携し、地域経済の回復を牽引していきます。

復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニュー または具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	（概ね 4 年程度）	（概ね 4 年程度）		市	県	国	市民・ 事業者等
→	→	→	→		・輪島港復旧・復興プランに基づく事業 ・能登の水産関係港の復興に向けた協議会復興方針	●	●	●	○

2-3 持続可能な地域経済の再興

2-3-1 漆器事業者の復旧支援

<table>
<tr><th colspan="8">取組内容</th></tr>
<tr><th colspan="4">行政の取組</th><th colspan="4">市民や事業者等の取組（イメージ）</th></tr>
<tr><td colspan="4">• 仮設工房としての役割が終了した後、漆器業界と連携して後継者育成の作業場としての活用を視野に入れた準備等を進めます。
• 海外を含めた新たな市場への販路開拓への支援を強化します。</td><td colspan="4">• 仕事の確保や従事者の賃金アップに取り組みます。
• インバウンドをはじめ、海外に目を向けた商品開発や販路開拓に取り組みます。</td></tr>
<tr><th colspan="3">復旧期</th><th>再生期
（概ね４年程度）</th><th>創造期
（概ね４年程度）</th><th rowspan="2">想定する事業、補助メニュー
または具体的な取組等</th><th colspan="4">実施主体（●主体、○関係）</th></tr>
<tr><th>令和
6 年度</th><th>令和
7 年度</th><th>令和
8 年度</th><th></th><th></th><th>市</th><th>県</th><th>国</th><th>市民・
事業者等</th></tr>
<tr><td colspan="5"></td><td>・伝統的工芸品産業支援補助金
・輪島塗技術伝承者養成事業
・輪島塗技術訓練教室（仮称）</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>○</td></tr>
</table>

2-3-2 中小企業の持続的な経営支援

<table>
<tr><th colspan="8">取組内容</th></tr>
<tr><th colspan="4">行政の取組</th><th colspan="4">市民や事業者等の取組（イメージ）</th></tr>
<tr><td colspan="4">・輪島朝市の再開に向けての支援や、地域の要望に応じて仮設商店街を整備する等、事業者の再建を支援します。
・被災した中小企業等に対して、商店・工場等の施設や生産機械等の設備の復旧に係る経費を継続的に支援します。また、施設・設備の修繕を支援するとともに、小規模事業者について支援を拡充します。
・起業・新規出店事業補助金の支援内容を拡充する等、被災事業者を支援し、にぎわい創出、雇用の拡大を図ります。
・応急的な営業再開を支援します。
・中小企業及び小規模事業者の販路開拓（物産展への参加機会を増やす等）や商品開発等を支援します。
・被災事業者の運転資金や設備資金に活用可能な融資制度により、被災事業者の資金繰りを支援します。これらの活用可能な各種融資制度について周知を図るとともに、商工団体等支援機関と連携し相談体制を強化します。
・被災を期に顕在化した事業承継問題に関し、個別相談会の実施や各種支援制度の周知等、一層のサポートに取り組みます。
・事業承継により、中小企業がこれまで培った技術や伝統、家族・従業員の生活を守るとともに、世代交代や M&A を契機として規模拡大を図り、企業の成長や地域の発展につなげるよう支援します。
・商工会議所、商工会等の経済団体と連携しながら、中小企業の立場に立った事業活動の見直しや新たなチャレンジの支援等、総合的なサポートを推進します。</td><td colspan="4">・地域の商店街において、仮設商店街への入居により商店街の早期の事業再開を図ります。また、まちづくりと一体となった商店街の再生を市と連携して進めます。（再掲）
・行政の支援を受けながら商店や工場等を復旧し、操業を再開します。
・行政の支援を受けながらまちのにぎわい創出や雇用創出に努めるとともに、商店や工場等を復旧し、操業を再開します。
・行政の支援を受けながら生業の復興の足掛かりとなる、販路開拓や商品開発等に挑戦します。
・資金融資等を活用し、操業を再開します。
・事業承継により、廃業による雇用や技術の喪失を防ぎます。</td></tr>
<tr><th colspan="3">復旧期</th><th rowspan="2">再生期
（概ね４年程度）</th><th rowspan="2">創造期
（概ね４年程度）</th><th rowspan="2">想定する事業、補助メニュー
または具体的な取組等</th><th colspan="4">実施主体（●主体、○関係）</th></tr>
<tr><th>令和
6 年度</th><th>令和
7 年度</th><th>令和
8 年度</th><th>市</th><th>県</th><th>国</th><th>市民・
事業者等</th></tr>
<tr><td colspan="3">→</td><td colspan="2">→</td><td>・なりわい再建支援補助金
・小規模事業者持続化補助金
・仮設施設整備支援事業
・仮施設等の整備に係る費用補助
・営業再開支援補助金
・地域資源活用促進事業補助金
・中小企業経営安定資金融資制度
・事業承継支援事業補助金
・被災民間賃貸住宅復旧支援事業</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>○</td></tr>
</table>

2-3-3 人材の流出抑制・確保

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
• ハローワークやいしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）と連携し、就職、就業相談や移住相談等のマッチング支援とともに、地域資源を活かした起業促進により、関係人口の創出につなげていきます。	• 地域資源を活かした起業等により、被災を機に創出された関係人口や移住者の受け皿としていきます。

復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニュー または具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→	→	→	→	・起業支援金（いしかわ移住支援事業） ・地域資源活用促進事業補助金	●	●		○

2-3-4 創業・起業や就労等の支援

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
• 新たに起業する場合や事業承継、第二創業する場合または積極的な都市圏人材・ナレッジ（知恵やノウハウ等）の誘致・市内へのサテライト設置（二拠点化）に際し、起業等のための伴走支援と事業費への助成を通して、効果的な起業等を促進するとともに、地域課題の解決を通じて地域経済の再生を図り、「まちづくりそのものの産業化」を推進します。 • 被災により職を失った方々や、自立支援が必要な障がい者に対して、就職に必要な職業訓練（スキルアップ）だけでなく、安定して就労する上で必要な能力を身につける訓練（トレーニング）を支援します。	• 行政の支援を受けながら生業の復興の足掛かりとなる、創業や起業に挑戦します。 • 職業訓練等を活用し就職や就労に必要なスキルを身に着けます。

復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニュー または具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→	→	→	→	・特定創業支援事業 ・求職者支援制度 ・障害者雇用促進奨励金 ・障害者継続雇用奨励金	●	○	●	○

3 新たなまちへの再生

3-1 都市の将来像を念頭に置いた市街地の再生

3-1-1 公共土木施設等の早期復旧、強靭化及び交通ネットワーク・ライフラインの多重化

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
■道路 • 被災した国道 249 号や県道・市道等の復旧工事促進に向けた国・県との連携強化により、道路ネットワークの早期の復旧を目指します。 • 災害時における幹線道路のリダンダンシー（多重性・代替性）の確保策として、広域交流軸である能越自動車道(輪島道路(Ⅱ期))をはじめ、のと里山空港へのアクセス道路に代表される都市連携軸や緊急輸送道路（国道 249 号、輪島浦上線、珠洲里線等）からなる防災道路ネットワークの早期確立、強靭化を国や県に要請します。また、道の駅の機能強化や災害時の輸送路の確保、孤立集落の発生防止に取り組みます。 • 破損した橋りょう等の復旧や架け替えを進めるとともに、既存橋りょうの耐震化及び長寿命化対策を推進します。また、公共施設周辺を中心に、歩道や道路照明灯の設置、道路の段差や傾斜・勾配の改善等、バリアフリーで安心できる道路の再整備を行います。 • 無電柱化の促進による防災機能の強化として、市街地等における緊急輸送道路を中心に無電柱化を推進します。 ■砂防 • 国・県との連携強化により、崩壊土砂を応急的な撤去や崩壊箇所の保全により、早期に砂防施設等の整備を進めます。 • 重要インフラや避難所等の周辺の土砂災害警戒区域等において、地すべり対策等を実施し、土砂災害被害の未然防止を図ります。 ■河川・海岸管理施設 • 風水害リスクが高いと考えられる河川については、国・県との連携の下、河川改修等の総合的な治水対策を実施します。 • 復興まちづくり計画や流域治水の観点を踏まえ、河川管理施設や海岸保全施設の復旧・整備を国や県と連携して進めます。 ■上下水道 • 被災時のリスクの軽減として、上下水道の基幹管路の耐震化を促進等により、リダンダンシー（多重性・代替性）の確保を促進します。 • 被災時の対応力を高めるために浄水場や水道施設、または避難所に給水ポイントとなる施設を整備します。 • 水源の多様化や位置分散を図りながら、小規模・低コストで導入可能な水処理・給水システム等、災害に強い、水道インフラの検討を行います。 • 災害に強く持続可能な上下水道インフラを構築できるよう、小規模分散型水循環システム等をはじめとした、新たな技術の活用についての検討を行います。	■道路 • 地域における持続的な道路のあり方を検討・提案します。 ■上下水道 • 地域における持続的な上下水のあり方を検討・選択します。

（次ページへ続く）

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
■電気 • 電気供給のリダンダンシー（多重性・代替性）の確保として、再生可能エネルギーによる発電等の導入を推進します。 ■通信 • 地上系通信インフラのリダンダンシー（多重性・代替性）である衛星通信システムを確保して、災害に強い情報通信環境を構築します。 ■港湾 • 三方を海に囲まれた能登半島では、緊急時には陸路のみならず海上からの物資輸送が必要となるため、輪島港の強靭化を要請し海上輸送網の確保を図ります。 ■空港 • 物資輸送、被災者の救助・移送の拠点となるのと里山空港について、防災拠点としての機能を確保するため、必要なインフラ整備を要請します。	■電気 • 電気事業者として、災害の影響により被害を受けた電柱や電線等、数多くの設備の取替えや、送電ルートの移設工事等の本格復旧工事を行い、安定した電気の供給に取り組みます。 ■通信 • 通信事業者として、被災時の通信環境の確保に取り組みます。

復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニュー または具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	（概ね４年程度）	（概ね４年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→	→	→	→	・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金（耐震化対策） ・道路メンテナンス事業（長寿命化） ・緊急輸送道路の強靭化 ・無電柱化推進計画事業 ・被災箇所の災害復旧による耐震化 ・洋上風力発電調査研究事業 ・輪島港復旧・復興プラン	●	●	●	○

3-1-2 安全・安心な場所への居住地の形成

重点プロジェクト 1

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
• 安全･安心かつ利便性を高めた住まいの確保を進めるとともに、安全・安心な場所への各種公共施設や生活拠点の集約化等により、持続可能なまちづくりを進めます。（重点プロジェクト１：再掲） • 災害前よりも防災機能が強化された都市構造への転換を図るとともに、地域産業や地域経済の一層の活性化につなげるまちづくりに取り組むために、土地区画整理事業の実施等により、復興まちづくりを推進します。	• 市と地権者が協力し、土地区画整理事業等の実施により復興まちづくりを進め、安全・安心な居住地を形成していきます。

復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニュー または具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	（概ね４年程度）	（概ね４年程度）		市	県	国	市民・事業者等
			→	→	・土地区画整理事業	●	○	○	○

3-1-3 利用しやすい場所での公共施設の再整備

重点プロジェクト 1

取組内容									
行政の取組					市民や事業者等の取組（イメージ）				
• 各種公共施設や生活拠点の集約化等により、持続可能なまちづくりを進めます。（重点プロジェクト１：再掲） • 新図書館建設(休止中)は、立地も含め再検討します。					• 復興まちづくりを機に、公共施設のあり方を市とともに考えます。				
復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
		→	→	→	・都市再生整備計画関連事業	●		○	○

3-1-4 市外避難者・移住・定住者の受入体制の充実

取組内容									
行政の取組					市民や事業者等の取組（イメージ）				
• 市外避難者が再び輪島で定住していただくための取組を進めるとともに、地域の活力を再生するため、復興をきっかけとした二拠点居住を前提とした関係人口の確保や、被災前から進めてきたUIJターン世帯の移住・定住を積極的に受け入れます。 • 県と能登６市町で設立された「一般社団法人能登官民連携復興センター」と連携し、全国からの様々な支援を効果的に結びつけること等による関係人口の拡大を図ります。					• 市外避難からのUターン及び移住・定住者が地域になじみ、安心して暮らせるよう、地域コミュニティとして支援します。				
復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→	→	→		・移住定住支援金 ・移住促進住宅の提供	●	●	●	○

3-2 地域の自立と持続可能性を支えるまちづくりの推進

3-2-1 各地域におけるまちづくり事業・取組への支援

<table>
<tr><th colspan="9">取組内容</th></tr>
<tr><th colspan="5">行政の取組</th><th colspan="4">市民や事業者等の取組（イメージ）</th></tr>
<tr><td colspan="5">• 防災集団移転促進事業等を活用した、安全・安心な場所での居住地の確保と整備を推進します。
• 庁舎機能等を核とした、公共施設の再編・再整備を検討等、地域の再生として、安全かつ、利用しやすい場所への公共施設等の集約や再整備を推進します。</td><td colspan="4">• 安全・安心な居住地や必要な公共施設等のあり方や場所について集落単位で検討し、市に提案します。</td></tr>
<tr><th colspan="3">復旧期</th><th rowspan="2">再生期
（概ね4年程度）</th><th rowspan="2">創造期
（概ね4年程度）</th><th rowspan="2">想定する事業、補助メニュー
または具体的な取組等</th><th colspan="4">実施主体（●主体、○関係）</th></tr>
<tr><th>令和
6年度</th><th>令和
7年度</th><th>令和
8年度</th><th>市</th><th>県</th><th>国</th><th>市民・
事業者等</th></tr>
<tr><td colspan="3">→</td><td></td><td></td><td>・防災移転支援事業
・防災集団移転促進事業</td><td>●</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr>
</table>

3-2-2 宅地の復旧

<table>
<tr><th colspan="9">取組内容</th></tr>
<tr><th colspan="5">行政の取組</th><th colspan="4">市民や事業者等の取組（イメージ）</th></tr>
<tr><td colspan="5">• 公共施設の液状化対策を実施します。
• 個人宅地における液状化対策の支援を行います。</td><td colspan="4">• 行政の支援を受けながら、宅地の液状化対策を実施します。</td></tr>
<tr><th colspan="3">復旧期</th><th rowspan="2">再生期
（概ね4年程度）</th><th rowspan="2">創造期
（概ね4年程度）</th><th rowspan="2">想定する事業、補助メニュー
または具体的な取組等</th><th colspan="4">実施主体（●主体、○関係）</th></tr>
<tr><th>令和
6年度</th><th>令和
7年度</th><th>令和
8年度</th><th>市</th><th>県</th><th>国</th><th>市民・
事業者等</th></tr>
<tr><td colspan="3">→</td><td></td><td></td><td>・被災宅地等復旧支援事業</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td>○</td></tr>
</table>

3-2-3 狭あいな道路の解消や公園整備

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
• 狭あいな道路は、災害時の避難路、日照や通風等の確保等、安全で良好な環境を形成する上で問題があるため、復興まちづくりを機に、狭あい道路の解消を推進します。 • 市街地で不足する公園を、復興まちづくりを機に整備します。また、各種災害に対する都市のレジリエンス（回復力・復元力）を高める効果や、地域のアイデンティティ（独自性や自己認識）を醸成する効果等を発揮する、公園の機能を付加します。	• 復興まちづくりを機に、狭あい道路の解消や公園の配置に向けて地域一体で検討し、市に提案します。

復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
		→	→	→	・土地区画整理事業 ・都市防災総合推進事業	●	○	○	○

3-2-4 美しいまちなみの再建

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
• 能登瓦の屋根と下見板張りの伝統的な住居や寺社等、地域の特徴的な風景と一体となった生活と歴史や文化、さらには周辺の豊かな自然環境とも調和した「美しいまちなみ再建」を目指します。	• 行政の支援を受けながら、地域一体でのまちなみ環境整備により能登の原風景の１つでもある「美しいまちなみ再建」を目指します。

復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
		→	→	→	・輪島景観重点地区修景整備事業 ・重要伝統的建造物群保存地区保存等事業	●		○	○

3-2-5 温かみがある暮らしの再生

<table>
<tr><th colspan="8">取組内容</th></tr>
<tr><th colspan="3">行政の取組</th><th colspan="5">市民や事業者等の取組（イメージ）</th></tr>
<tr><td colspan="3">• 被災した人々が笑顔で暮らせる温かみのある暮らしの再生を目指して、各地域に人・モノ・情報の交流拠点を整備します。</td><td colspan="5">• 人・モノ・情報の交流拠点の整備に際し、必要な機能等を地域で検討し、提案を行います。</td></tr>
<tr><th colspan="3">復旧期</th><th rowspan="2">再生期
（概ね4年程度）
創造期
（概ね4年程度）</th><th rowspan="2">想定する事業、補助メニュー
または具体的な取組等</th><th colspan="4">実施主体（●主体、○関係）</th></tr>
<tr><th>令和
6年度</th><th>令和
7年度</th><th>令和
8年度</th><th>市</th><th>県</th><th>国</th><th>市民・
事業者等</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・都市再生整備計画関連事業</td><td>●</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr>
</table>

3-2-6 環境に優しいエネルギー利用の促進

<table>
<tr><th colspan="8">取組内容</th></tr>
<tr><th colspan="3">行政の取組</th><th colspan="5">市民や事業者等の取組（イメージ）</th></tr>
<tr><td colspan="3">• 自立・分散型のエネルギーの整備等、非常用電源の多様化や、太陽光や風力（洋上・陸上）発電、バイオマス発電等、環境に優しいエネルギー利用の推進を通じて、持続可能で安全な生活環境を確保します。</td><td colspan="5">• 環境に優しいエネルギー利用を選択し、持続可能で安全な生活環境を確保します。</td></tr>
<tr><th colspan="3">復旧期</th><th rowspan="2">再生期
（概ね4年程度）
創造期
（概ね4年程度）</th><th rowspan="2">想定する事業、補助メニュー
または具体的な取組等</th><th colspan="4">実施主体（●主体、○関係）</th></tr>
<tr><th>令和
6年度</th><th>令和
7年度</th><th>令和
8年度</th><th>市</th><th>県</th><th>国</th><th>市民・
事業者等</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・洋上風力発電調査研究事業</td><td>●</td><td></td><td></td><td>○</td></tr>
</table>

3-2-7 デジタル技術の活用

<table>
<tr><th colspan="8">取組内容</th></tr>
<tr><th colspan="4">行政の取組</th><th colspan="4">市民や事業者等の取組（イメージ）</th></tr>
<tr><td colspan="4">• 手続き、請求、契約のデジタル化、税や手数料の支払いのキャッシュレス化といった行政の DX を進めることで資源やエネルギーの消費を抑制し、持続可能なまちづくりを進めます。
• 災害を契機に輪島市を離れてしまった人、輪島市には暮らしていないが輪島市とつながりを持ちたい人に対し、デジタルで輪島市とつながることができる仕組みづくりを行うことで、交流人口を増やします。</td><td colspan="4">• デジタル技術を積極的に取り入れ、便利で環境負荷の少ない暮らしを実現します。</td></tr>
<tr><th colspan="3">復旧期</th><th>再生期
（概ね４年程度）</th><th>創造期
（概ね４年程度）</th><th rowspan="2">想定する事業、補助メニュー
または具体的な取組等</th><th colspan="3">実施主体（●主体、○関係）</th></tr>
<tr><th>令和
6 年度</th><th>令和
7 年度</th><th>令和
8 年度</th><th></th><th></th><th>市</th><th>県</th><th>国</th><th>市民・
事業者等</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・新しい地方経済・生活環境創生交付金（現：デジタル田園都市国家構想交付金）</td><td>●</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr>
</table>

3-3 防災力の向上と次世代への継承

3-3-1 安全な避難路・避難場所の整備

<table>
<tr><th colspan="8">取組内容</th></tr>
<tr><th colspan="4">行政の取組</th><th colspan="4">市民や事業者等の取組（イメージ）</th></tr>
<tr><td colspan="4">• 市民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない施設または場所を災害の種類ごとに、避難場所として確保するほか、避難場所までの避難路の確保・整備を推進します。</td><td colspan="4">• 地域一体で避難場所に通じる避難路を検証し、改善の提案を行います。</td></tr>
<tr><th colspan="3">復旧期</th><th>再生期
（概ね4年程度）</th><th>創造期
（概ね4年程度）</th><th rowspan="2">想定する事業、補助メニュー
または具体的な取組等</th><th colspan="4">実施主体（●主体、○関係）</th></tr>
<tr><th>令和
6年度</th><th>令和
7年度</th><th>令和
8年度</th><th></th><th></th><th>市</th><th>県</th><th>国</th><th>市民・
事業者等</th></tr>
<tr><td></td><td colspan="4">→</td><td>・災害時避難路整備事業</td><td>●</td><td></td><td></td><td>○</td></tr>
</table>

3-3-2 安心な避難所運営の強化

<table>
<tr><th colspan="8">取組内容</th></tr>
<tr><th colspan="4">行政の取組</th><th colspan="4">市民や事業者等の取組（イメージ）</th></tr>
<tr><td colspan="4">• 被災時の避難所の良好な生活環境の確保として、情報管理、物資やトイレの確保、入浴等の健康管理等の充実を図ります。</td><td colspan="4">• 今回の被災を経て得た避難所の運営等を検証し、改善提案を行います。</td></tr>
<tr><th colspan="3">復旧期</th><th>再生期
（概ね4年程度）</th><th>創造期
（概ね4年程度）</th><th rowspan="2">想定する事業、補助メニュー
または具体的な取組等</th><th colspan="4">実施主体（●主体、○関係）</th></tr>
<tr><th>令和
6年度</th><th>令和
7年度</th><th>令和
8年度</th><th></th><th></th><th>市</th><th>県</th><th>国</th><th>市民・
事業者等</th></tr>
<tr><td colspan="3">→</td><td></td><td></td><td>・指定避難所等機能強化事業</td><td>●</td><td></td><td></td><td>○</td></tr>
</table>

3-3-3 防災体制の強化

重点プロジェクト 1

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
■地域防災計画・地区防災計画 • 今回の被災を踏まえて、地域防災計画を見直すとともに、市民等が行う自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）の策定支援を行います。 • 地区防災計画により、コミュニティレベルでの防災活動を促進し、市による防災活動と市民等による防災活動を連携させ、地域防災力の向上を図ります。 ■災害対策本部 • 災害対策本部の機能（衛星携帯電話やインターネット、会議モニター、WEB 会議対応、雨水貯水槽等）を強化します。 ■避難所 • 指定避難所及び福祉避難所の機能（カードキー型ロック、衛星携帯電話やインターネット、物資倉庫、夜間照明、マンホールトイレ、雨水貯水槽、地下水等利用、ペット対応等）を強化します。 ■自主防災組織 • 自主防災組織の設立支援や訓練に必要な資機材の整備、自主防災組織と連携した訓練等に要する経費を支援します。 • 地域消防力の機能回復を促進するため被災した消防団詰所や消防水利の復旧に要する経費を支援します。 • 防災訓練を見直し、充実します。 ■情報発信 • 情報発信を強化（防災無線の代替手段の確保等）します。	• 地域一体で自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）を策定するとともに、コミュニティレベルでの防災活動を促進し、地域防災力の向上を図ります。 • 地域コミュニティにおける自立的な防災力強化を図り、生活の質の向上と防災インフラの強化を両立します。（重点プロジェクト１：再掲）

復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→	→	→	→	・災害時受援計画策定事業 ・指定避難所等機能強化事業 ・自主防災活動支援事業	●			○

3-3-4 災害の記録・記憶の伝承（再掲）

取組内容	
行政の取組	**市民や事業者等の取組（イメージ）**
• 災害を振り返り、公共インフラや宅地・建物等への災害の記録や記憶を知見として整理し、後世に継承します。	• 災害を振り返り、公共インフラや宅地・建物等への災害の記録や記憶を知見としての整理に協力します。

復旧期			再生期	創造期	想定する事業、補助メニューまたは具体的な取組等	実施主体（●主体、○関係）			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	（概ね4年程度）	（概ね4年程度）		市	県	国	市民・事業者等
→	→	→			・災害記録誌作成事業	●			○

3-3-5 防災教育の充実、防災意識・地域防災力の向上

<table>
<tr><th colspan="9">取組内容</th></tr>
<tr><th colspan="5">行政の取組</th><th colspan="4">市民や事業者等の取組（イメージ）</th></tr>
<tr><td colspan="5">• 安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全・安心な社会づくりに貢献しようとしたりするために必要な知識や技術を身に付ける教育を推進します。
• 自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に判断し、行動するために必要な力を身に付ける教育を推進します。</td><td colspan="4">• 一人一人が安全・安心な地域社会づくりについて考え、家庭や地域、学校、事業所が一体となって啓発し進める防災への取組に積極的に参加し、自助力、共助力の向上に努めます。
• 日ごろから行政や学校から発信提供される防災情報等に関心を寄せるとともに、自らも防災への関心を高め、「万一の時」に備えようと努めます。</td></tr>
<tr><th colspan="3">復旧期</th><th>再生期
（概ね４年程度）</th><th>創造期
（概ね４年程度）</th><th rowspan="2">想定する事業、補助メニュー
または具体的な取組等</th><th colspan="4">実施主体（●主体、○関係）</th></tr>
<tr><th>令和
6 年度</th><th>令和
7 年度</th><th>令和
8 年度</th><th colspan="2"></th><th>市</th><th>県</th><th>国</th><th>市民・
事業者等</th></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td><td>・避難所運営・体験訓練：校区を単位とした市内住民一斉避難訓練
・避難所運営連絡会</td><td>●</td><td></td><td></td><td>○</td></tr>
</table>

4 復興まちづくり計画の推進に向けて

4-1 多様な主体との連携

復興まちづくり計画に基づく施策の推進に当たっては、市民、地域の関係団体、企業等の理解と協力が必要であり、意見交換会の開催等による情報共有やそれぞれの強みを活かした連携を図りながら復旧・復興に取り組んでいきます。

また、国・県等と相互に連携・情報共有を図りながら、「もとよりもっと 新・輪島」の実現と「創造的復興」を達成するためのまちづくりに必要な人的、財政支援等を要請していきます。

4-2 計画の推進方法

復興まちづくり計画を着実に推進していくために、それぞれの取組の関係や順序も考慮しながら、取組に優先順位をつけて、復興に向けた取組を効果的・効率的に推進していきます。

復興まちづくり計画で整理したシンボルプロジェクトや重点プロジェクト、分野別の取組の実施に向けて、既に検討・着手している取組の内容や上記の優先順位を踏まえながら、より具体的な内容とスケジュールを整理したロードマップに基づき計画を推進していきます。

復興まちづくり計画の推進に当たっては、国・県等の交付金等の有利な財源を活用する等、復旧・復興事業の財源確保に努めていきます。

4-3 取組の推進体制

輪島市では、災害対策基本法に基づく、輪島市災害対策本部（本部長：市長）を中心に人命救助や避難所での被災者支援、仮設住宅等の提供、上下水道や道路等の公共インフラの復旧、建物の公費解体や災害廃棄物、さらには、被災施設の応急復旧等に取り組んできました。

被災者の住まいの確保に向けた取組が始まるとともに、復興への取組を着実に進めていくために輪島市震災復興対策本部設置要綱に基づく、輪島市震災復興対策本部（奥能登豪雨による被災に伴い「輪島市災害復興対策本部」に名称変更）を設置し、本格的な災害復興へと体制を整えました。

また、復興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、復興推進課を新設するとともに市が取り組むべき課題の早期解決に向け、輪島市復興まちづくり計画検討委員会と専門部会を設置し、専門性やノウハウを生かしながら、被災者一人一人に寄り添った包括的な生活の再建への支援や、商工業・観光・農水産業等、生業の再興への支援、インフラの復旧・強靭化、今後の防災・減災に向けた取組等、都市基盤の再生を実施してきました。

今後、復興まちづくり計画に基づく取組を推進していくとともに、取組の進捗状況に応じて、適宜組織体制の見直しを図っていきます。

なお、多くの市民や地域の関係団体等が、復興に向けた取組を推進している状況の中、それらの取組について、市が中心となって全体を把握し、取組同士が互いに連携できる場や仕組みを構築していきます。その際、市だけではなく、市民や地域の関係団体等にも連携の中心となっていただくような仕組みを構築していきます。

4-4 取組の進捗管理

復興まちづくり計画に基づく取組を着実に推進していくため、輪島市災害復興対策本部で各プロジェクトが実施する事業の進捗管理を行うとともに、市民や外部有識者等の意見を伺いながら、必要に応じて事業の追加や事業内容・実施時期の見直しを図っていきます。

復興に向けた取組の遂行をさらに確実なものにしていくために、進捗管理(PDCA)を実施します。また、進行管理を継続的に実行していくために、関係者間の情報共有や報告を支援するロードマップ等のツールの整備も進めていきます。

復興事業の進捗状況は毎年公表することとし、復旧期・再生期・創造期ごとの成果を検証する仕組みを構築します。

輪島市復興まちづくり計画

参考資料編

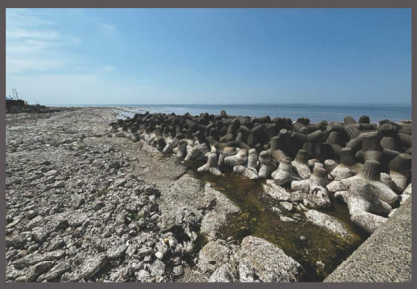

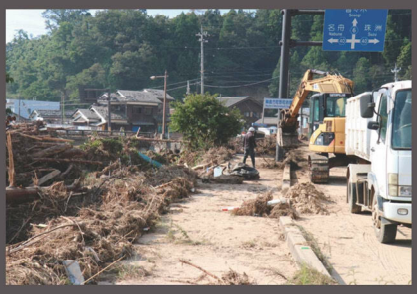

資料① 令和６年能登半島地震の概要と被災状況

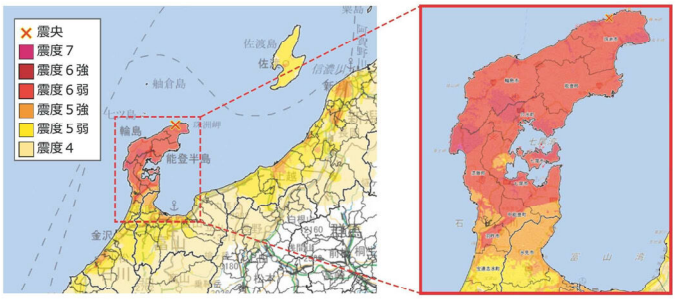

※資料：気象庁資料

発生時刻	震源地	地震の規模
令和6年1月1日 16時10分頃	石川県能登地方 震源の深さ 約16ｋｍ	マグニチュード7.6

県内の震度

震度７	志賀町、輪島市
震度６強	七尾市、珠洲市、穴水町、能登町
震度６弱	中能登町
震度５強	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町
震度５弱	白山市、津幡町、内灘町
震度４	野々市市、川北町

〈 **主な人的被害** 〉 2024/12/12現在

- **死者：174名**（参考：県全体死者数469人の37%）
- **行方不明者：2名**

〈 **主な建物被害** 〉 2024/12/12現在

- **住家［全壊］：2,301件**
- **住家［半壊（大規模～半壊含む）］：3,927件**
- **非住家［半壊以上］：11,561件**
- **罹災証明発行件数：24,599件**
- **応急仮設住宅建設数：2,897件**
- **公費解体相談件数：13,241件、受理：10,181件**

〈 **避難の状況** 〉 2024/12/12現在

- **避難者数：［ピーク時］13,639人 ➡ ［12/12現在］14人（1次避難所）**
- **避難所数：［ピーク時］186施設 ➡ ［12/12現在］3施設（1次避難所）**
- **孤立集落：［ピーク時］33箇所・2,817人 ➡ 1月末までに実質的に解消**

〈 **ライフラインの被害** 〉 2024/12/12現在

- **停電：［ピーク時］約6,200戸 ➡ ［12/12現在］約20戸**
- **水道：被害全域 ➡ 復旧困難戸数310戸**
- **道路：能越道及び国道249号でピーク時11箇所通行止め、県道・市道の通行止め多数**

※資料：輪島市災害対策本部会議資料（2024.12.12）

幹線道路の通行止め

孤立集落の発生

生活インフラの損傷

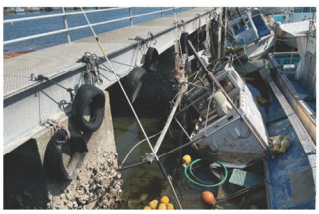
漁港施設の損壊

資料② 令和６年能登半島地震の建物被害

市内の建物の約６割が半壊以上になり、市内各地で多くの建物被害が発生しました。

●建物被害（250mメッシュ）

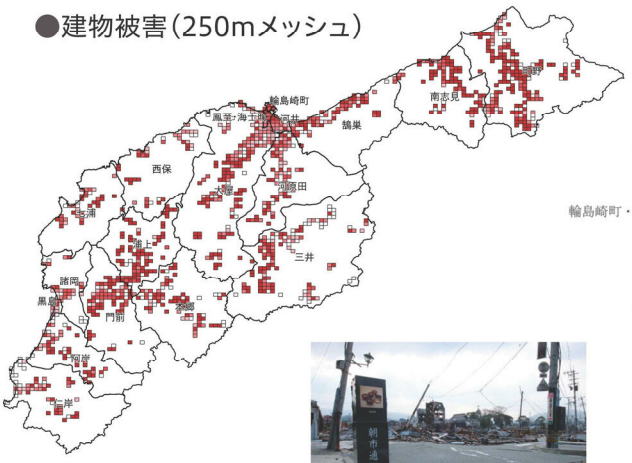

●建物被害（地区別の全壊、半壊等の状況）

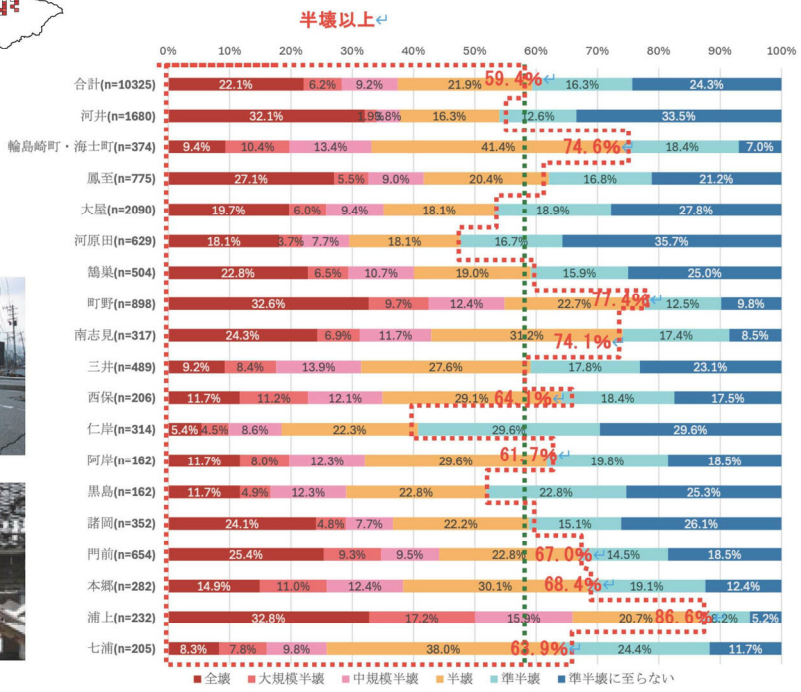

資料③ 令和６年奥能登豪雨の概要と被災状況

●アメダス積算降水量分布図（9月21日00時から9月23日24時）

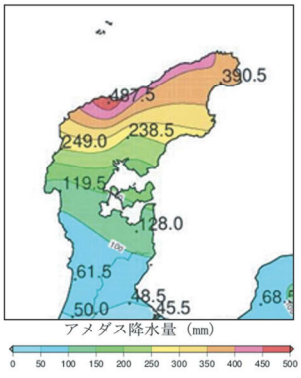

発生日

令和6年9月21日

最大24時間降雨量

412.0 ミリ（輪島）
※統計開始以来最大

最大１時間降雨量

121.0 ミリ（輪島）
※統計開始以来最大

気象警報発令

大雨特別警報（浸水害）
9/21［10:50］～ 9/22［10:10］

※資料：気象庁資料

市街地への土砂流入

道路上の土砂堆積

〈 **主な人的被害** 〉 2024/12/12時点

● **死者：10名**（参考：県全体死者数15人の67%）

〈 **主な建物被害** 〉 2024/12/12時点

- **住家［全壊］：99件**
- **住家［半壊］：522件**
- **住家［床上浸水］：39件**
- **仮設住宅の床上浸水：5団地199戸**
  （宅田町第2団地、宅田町第3団地、山岸町第2団地、浦上第1団地、稲屋町第1団地）

〈 **避難の状況** 〉

- **避難者数：［ピーク時］985人 ➡ ［12/12現在］282人**
- **避難所数：［ピーク時］40施設 ➡ ［12/12現在］14施設**
- **孤立集落：［ピーク時］99箇所 ➡ 実質的に解消**
  （町野、南志見、西保、大野、深見、七浦、浦上等）

〈 **ライフラインの被害** 〉

- **停電：［ピーク時］約4,700戸 ➡ ［12/12現在］250戸**
- **水道：［ピーク時］3,086戸断水 ➡ 復旧困難戸数：72戸**
- **道路：能越道及び国道249号でピーク時7箇所通行止め、県道・市道の通行止め多数**

※資料：輪島市災害対策本部会議資料（2024.12.12）

資料④　輪島市復興まちづくり計画検討委員会

1）輪島市復興まちづくり計画検討委員会委員名簿

役　職	氏　名	備考
東北大学災害科学国際研究所 空間デザイン戦略研究分野　教授	姥浦　道生	委員長
輪島商工会議所 会頭	久岡　政治	
輪島市区長会長会 会長	久保　敬夫	
門前町商工会 会長	沢田　　隆	
輪島市社会福祉協議会 参事	大下　百合野	
輪島市各種女性団体連絡会 会長	中門　睦子	
一般社団法人輪島青年会議所 理事長	川口　有吾	
経済産業省 中部経済産業局 産業部 流通・サービス産業課　課長	藤井　隆史	
国土交通省 北陸地方整備局 企画部 部長	信太　啓貴	
国土交通省 北陸信越運輸局 石川運輸支局 支局長	猿谷　克幸	
石川県 能登半島地震復旧・復興推進部 創造的復興推進課　担当課長	井田　政晴	
公募市民	森　郁子	
公募市民	山崎　瑞稀	
公募市民	山下　祐介	

（敬称略）

2）輪島市復興まちづくり計画検討委員会オブザーバー名簿

役　職	氏　名
輪島市 復興まちづくり特別アドバイザー	隈　研吾
文部科学省 文化庁 文化資源活用課 課長	塩川　達大 （齋藤　憲一郎）
経済産業省 商務・サービスグループ 文化創造産業課 伝統的工芸品産業室　室長	山口　徳彦
経済産業省 中小企業庁 経営支援部 商業課 課長	伊奈　友子
国土交通省 総合政策局 地域交通課 課長	墳﨑　正俊
国土交通省 都市局 市街地整備課 課長	筒井　祐治
国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 課長	浦口　恭直
観光庁 参事官（産業競争力強化）	本村　龍平
観光庁 観光地域振興部 観光資源課　課長	竹内　大一郎 （柳瀬　孝幸）
独立行政法人中小企業基盤整備機構北陸本部 本部長	押田　誠一郎
独立行政法人都市再生機構 都市再生部 事業企画室 事業支援課　課長	森　和子

（敬称略、（）内は前任者）

資料⑤ **策定経緯**

年	月日	経過
令和６年	５月９日	第１回　輪島市復興まちづくり計画検討委員会
	６月～８月	住民アンケートの実施
	６月 15、16 日	第１回　わじま未来トーク
	７月 12 日	第２回　輪島市復興まちづくり計画検討委員会
	８月８日	第３回　輪島市復興まちづくり計画検討委員会
	８月 10、11 日	第２回　わじま未来トーク
	８月 17～29 日	第１回　住民懇談会（７か所で開催）
	９月 20 日	第４回　輪島市復興まちづくり計画検討委員会
	10 月 28 日	第５回　輪島市復興まちづくり計画検討委員会
	11 月２～10 日	第２回　住民懇談会（７か所で開催）
	11 月 22 日	第６回　輪島市復興まちづくり計画検討委員会
	12 月 20 日	第７回　輪島市復興まちづくり計画検討委員会
	12 月～１月	パブリックコメントの実施
令和７年	２月（予定）	「輪島市復興まちづくり計画」策定

※その他、区長会長等への個別訪問（19 地区）、各種団体との協議等を継続的に実施

輪島市

輪島市企画振興部復興推進課

〒928-8525 石川県輪島市二ツ屋町２字29番地

TEL：0768-23-1113　FAX：0768-22-9220　　https://www.city.wajima.ishikawa.jp/